

自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

岡山学院大学

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの岡山学院大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月

理事長

大山 正史

学長

大山 正史

【基準I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準I-A ミッション]

[区分 基準I-A-1 ミッションを確立している。]

<現状>

(1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。

岡山学院大学は私立大学であるので「ミッション」を「建学の精神」と表現する。本学の建学の精神「教育三綱領」は、「自律創生、信念貫徹、共存共栄」であり、学則施行細則第1章第1条に以下のように示している。

第1条 教育理念
岡山学院大学の建学の精神「教育三綱領」は、
自律創生: 道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。
信念貫徹: 目標を達成する継続的な学びと努力を实践する。
共存共栄: 社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。
であり、教育理念は、21世紀の我が国の少子高齢化の時代において、15歳から65歳までの生産年齢人口の縮小を抑止するために、国民一人一人の健康維持及び増進をはかり、我が国の労働生産力の向上に寄与する Society 5.0 時代の人材を本学の「人間教育」と免許・資格を取得する「技術・技能教育」をもって育成することである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士養成の教育目標を達成することを使命とする。

(2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

(3) ミッションを学内外に表明している。

建学の精神「教育三綱領」は学生便覧の内表紙に岡山学院大学校歌とともに示されている。また、学則施行細則第1章第1条において示している。学長は入学式式辞や卒業式式辞において教育三綱領について説明している。

学外に対しては本学公式ウェブサイト、学校案内パンフレット等において教育三綱領を示し、オープンキャンパス等の場でも説明している。

(4) ミッションを学内において共有している。

教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発に努めている。このようにして学生は学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

(5) ミッションを定期的に確認している。

本学では、教育三綱領を定期的に点検し確認している。教育三綱領は本学の前身である大正 13 年開学の生石高等女学校から継承するもので、当初は以下のものであった。

信念貫徹: 深き瞑想思索と不断の体験とにより道徳的信念強く実践力豊かな人間たること即ち自我の真諦に透徹せよ。

自律創生: 道徳的理想に向かって人間の本務を体得(自律)し以って価値としての自我の創造につとめ以って校風の発展に努力せよ。

共存共栄: 広く世界の趨勢に鑑み挙国一体共存共栄の精神を以って国家社会に対する責任を自覚し進んで人類の平和に貢献せよ。

その後、時代や社会のニーズに沿う形で、平成 22 年度に以下のように表現が変更された。

自律創生: 物事をしっかりと見極め、継続的な体験と努力とにより人間としての品格を備え、実践的な行動力のある人間として成長せよ。

信念貫徹: 人間として成長することを自らの人生の目標として定め、本学での継続的な学びと努力で目標の達成を実現せよ。

共存共栄: グローバルな視点で、日本人として共存共栄の精神をもち、社会人として果たすべき役割を自覚し、自ら進んで世界の平和に貢献せよ。

さらに、平成 24 年度の見直しにより、以下のように変更され、現在に至っている。

自律創生: 道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹: 目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄: 社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

＜テーマ 基準I-A ミッションの課題＞

特になし

＜テーマ 基準I-A ミッションの特記事項＞

本学は経営再建のため、令和 7 年 10 月に理事長、理事会が一新された。これに伴い、令和 8 年度より、教育三綱領の変更が検討されている。

[テーマ 基準I-B 教育の効果]

[区分 基準I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

(1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。

本学は、「岡山学院大学デジタル生活学部フードマネジメント学科の教育方針」に基づき、学則施行細則第1章に「教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、フードマネジメント学科が管理栄養士養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている。

(2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。

学内に対しては、学長は入学式及び卒業式の式辞において、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、学生便覧には、学則施行細則第1章「教育理念および学科の教育目標」第1条「教育理念」において、教育目的・目標を明記している。

学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、本学案内パンフレット及び本学公式ウェブサイトにおいて、教育目的・目標を公開している。学科教員は入試懇談会や進学ガイダンス等で高等学校教員や本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

(3) 学部・研究科等の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

本学は、毎月の岡山学院大学FD委員会(以下、FD委員会)の中で教育目的・目標を確認するとともに、その妥当性、適切性について専任教員を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切性を再確認している。

(4) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかの定期的な点検については、毎年卒業生の就職先訪問を実施し、施設長等から、本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が現場の要請に応えているかどうかについて率直な意見を聴取している。その際に就職先アンケートも持参し、量的、質的な調査も実施している。しかしながら、令和7年度より新学科に変更され、それに伴い、教育目的や教育目標も変更となった。本学科での教育における卒業生はいないため、令和7年度は就職先訪問を実施していない。

[区分 基準I-B-2 学習成果を定めている。]

<現状>

(1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。

本学では、学則施行細則第1章第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教育理念、デジタ

ル生活学部フードマネジメント学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)を建学の精神に基づいて一体的に定めている。

(2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。

学則施行細則第1章第1条において、フードマネジメント学科の教育目標および学生の学習成果である I. 汎用的学習成果、II. 専門的学習成果が示されている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。学内に対しては、学生便覧には、学生の学習成果が明記してある。シラバスには、各科目の学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が第1回の授業時に学生に対して説明している。シラバスは岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則に則って作成し岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則に則って点検する。シラバスには根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している。

学外に対しては、本学公式ウェブサイトにおいて、「フードマネジメント学科の学生の学習成果と三つの方針」を表明している。学習成果と三つの方針について、学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明している。また、学習成果と三つの方針について、教職員は進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して学校案内パンフレット等を使って説明している。

(4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学校教育法第八十三条において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とある。本学では FD 委員会の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後の成績評価の中で、学習成果の妥当性、適切性を再確認している。また、12月に開催される FD・SD ワークショップで、学習成果の点検の過程(PDCA サイクル)について評価に基づいて学習成果を検討している。

[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

(1) 授与する学位分野ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

本学は岡山学院大学デジタル生活学部フードマネジメント学科の教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針を一体的に定め、学生便覧「学則施行細則第1章第1条」に規定してある。

(2)授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件を明確に示している。

フードマネジメント学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

卒業認定・学位授与の方針

学位:学士(栄養学)

栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士になるため、デジタル生活人材養成科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。
 2. 卒業後社会人として求められる汎用的学習成果及び専門的学習成果を獲得している。
- 尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

また、学生の学習成果は同じく、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

数理・データサイエンス・AI 教育及びフードマネジメントメソッドを修めた管理栄養士になるために、学科の教育課程（デジタル生活人材養成科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 汎用的学習成果

デジタル生活人材養成教育科目の学習をとおして、

- ① 消費者行動等の生活系学習や地域活性化メソッド等の高梁川流域事業学習から、高梁川流域圏市町で活躍するための人間生活（ヒューマン・サービス）力を獲得する。
- ② 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム応用基礎レベルの学習及びキャリア実践学習を通して、デジタル生活社会の様々な困難や変化に対し、自ら枠を超えて行動を起こし新たな価値を生み出していく精神を身に付けたフードマネジメント力を獲得する。
- ③ 異文化コミュニケーション及び他者とのコミュニケーションメソッドの学習を通して、自ら計画し行動することができるキャリア的思考に基づいたデジタル生活コミュニケーション力を獲得する。

Ⅱ. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ① 多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ② チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③ 公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④ 健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。

⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導(学校における食育)をする能力を獲得する。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

「卒業認定・学位授与の方針」は、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学位授与の方針(DP)のPDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、社会的(国際的)な通用性を確保している。「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的・国際的な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針のPDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、その点検を定期的の実施している。

② 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。

(3) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

① 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

フードマネジメント学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

教育課程編成・実施の方針

数理・データサイエンス・AI 教育及びフードマネジメントメソッドを修めた、高梁川流域圏で活躍する管理栄養士になるために必要な 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させるデジタル生活人材養成科目にヒューマン・サービス科目、フードマネジメント科目及びコミュニケーション力科目を編成し、実施する。

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるカリキュラムも編成し、実施する。

② 教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

本学は、令和 6 年度に学部学科名称変更申請に伴い、基礎教育科目の再編を行った。令和 7 年度より、基礎教育科目からデジタル生活人材養成科目と名称が変更され、ヒューマン・サービス科目、フードマネジメント科目、コミュニケーション力科目に編成された。

(4) 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

① 入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

フードマネジメント学科の入学者受け入れの方針は学生の学習成果に対応し、学則施行細則第 1 条に次のとおり示している。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・ 栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・ 卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
- ・ 卒業後、高梁川流域圏でフードビジネスを通して活躍する意志が強い。
- ・ 数理・データサイエンス・AI 教育の修得意識が強い。
- ・ 本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・ 生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

② 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

次のように入学者受入れの方針及び入学前の学習成果の把握・評価を学生募集要項に明確に示している。

入試選抜は、高校教育と大学教育の接点です。高大接続は、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を踏まえた多面的・総合的な入試選抜をとることが重要です。「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視します。「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜（指定校）では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜（一般）では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行います。

③ 入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

本学教職員が高校訪問を行った際に、高校教員より本学の教育内容について意見を聴取している。聴取した意見は、FD 会議や FD・SD ワークショップで報告・共有し、定期的に点検している。

＜テーマ 基準I-B 教育の効果の課題＞

特になし

＜テーマ 基準I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準I-C 社会貢献]

[区分 基準I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

＜現状＞

(1) 地域・社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示している。

本学での地域・社会貢献の独自の取り組みとして、高齢者を対象とした「健康寿命延伸教室」を実施している。また、教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供する「大学公開講座」を開講し、積極的に地域・社会への貢献に取り組んでいる。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

① 社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

本学では、地域住民のために教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供するように対応し、大学公開講座を例年提供している。令和7年度は以下の18講座を企画した。情報系講座を中心に、管理栄養士国家試験対策といったリカレント教育も実施した。

開講日	テーマ	教員名	受講人数
4月12日	やさしいパソコン講座① ～パソコンを解剖する!? パソコンの機能・仕組みを知ろう～	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	7

4 月 19 日	スマホマスターへの道 (iPhone 編) ! I ～今さら聞けないスマホの基本、こっそり 教えます！～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	7
5 月 10 日	管理栄養士国家試験対策講座 【臨床 栄養学分野】	平野 聡 准教授	1
5 月 10 日	やさしいパソコン講座② ～Windows って どうやって使うの？ Windows11 を使って みよう～	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	5
5 月 24 日	スマホマスターへの道 (iPhone 編) ! II ～カメラ、アプリ、インターネット…活用次 第で生活が変わる!?!～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	5
6 月 14 日	やさしいパソコン講座③ ～文章ってどう やって打つの？ 文字を入力してみよう	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	4
6 月 21 日	スマホマスターへの道 (iPhone 編) ! III ～SNS (LINE 等) の安心・安全な使い方 をマスターしよう！～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	6
7 月 12 日	やさしいパソコン講座④ ～これであなた も検索名人！ インターネットを使ってみよ う～	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	6
7 月 19 日	管理栄養士国家試験対策講座 【栄養 教育論分野】	内田 雅子 准教授	1
7 月 19 日	スマホマスターへの道 (iPhone 編) ! IV ～便利技&最新情報で差をつけよう！～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	8
9 月 6 日	あなたの知らない子どものネット世界① ～スマホデビューの前に！ 親のための新 常識～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	1
9 月 13 日	あなたの知らない子どものネット世界② ～ゲームを味方に！ 親が知らない才能の 育て方～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	3
9 月 27 日	あなたの知らない子どものネット世界③ ～もう怖くない！ SNS の危険から子どもを 守る方法～	(吉田 升 准教授) 小松 正直 講師	2
10 月 25 日	地球科学者と学ぶ(1)地震 ～日本は地 震が非常に多い国です。本講座では地 震について基礎から学びます～	小松 正直 講師	10

11 月 22 日	地球科学者と学ぶ (2) 天気 ～よく目にする天気図、そこから見える地球の大気を学びます～	小松 正直 講師	10
12 月 13 日	Google Map&Google Earth 入門 ～目的的地検索や地形観察など便利なツールに触れてみます～	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	12
1 月 24 日	世の中のデータを見る ～データサイエンス入門～	小松 正直 講師 (吉田 升 准教授)	6
2 月 7 日	MESH で簡単！プログラミング体験 ～MESH を使って親子でプログラミング～	小松 正直 講師 堀口 のぞみ 講師	0

また、大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が共催する生涯学習事業の「吉備創生カレッジ」は、4 月から 9 月までを前期、10 月から 3 月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。本学は大学コンソーシアム岡山の加盟校であり、令和 7 年度は下記の講座を担当した。

・演題:やさしく学ぶパーキンソン病 ～病気を理解し、上手に付き合ひましょう～

場所:山陽新聞本社ビル6階

日時:2025 年 4 月 27 日(日) 15:30～17:00

参加者:20 名程度

さらに、令和 7 年度倉敷市大学連携講座として、親子の愛着形成をテーマとした絵本講座を実施した。講座では、読み聞かせが親子の愛着形成に果たす役割や、家庭で楽しめる絵本の紹介を行い、日常の中で親子の関係を深める実践的な方法を提示した。

倉敷市老人クラブ連合会研修会で講演依頼を受け、以下の内容で講演を実施した。

・演題:健腸長寿のすすめ～今日から始める腸活めし～

場所:くらしき健康福祉プラザ 5 階 プラザホール

日時:2025 年 5 月 28 日(水) 11 時～12 時

参加者:80 名程度

全国栄養士養成施設協会の後援で健康増進や保持のための栄養指導イベントや食育の推進を目的とした講演会などを実施している。令和 7 年度は「腸内環境改善(腸活)のための食生活と地域創生」に関する以下の講演を行った。

・演題:「腸活のための地産地消を考えるー地域からの乳酸菌の分離と活用の試みー」

場所:岡山学院大学 D 棟 302

日時:2025 年 10 月 18 日(土) 11 時～12 時

参加者:50 名程度

② 地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

本学は、令和 6 年 12 月に倉敷市と、令和 7 年 3 月に浅口市と、食文化、保育・教育、デジタルなどの分野において双方の資源を有効に活用した活動を推進し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする相互連携協定を締結している。本協定においては、①地域の食文化、保育・教育の充実およびデジタル社会の形成に関すること、②地域に根差す食文化、保育・教育およびデジタル社会の形成に資する人材育成に関すること、③防災、減災および災害時の支援に関すること、④地方創生への取り組みに関することなどについて連携協力をすすめるものとしている。

③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

本学は独自の地域・社会への貢献の取り組みとして、高齢者を対象に、「健康寿命延伸教室」を実施している。高齢者の健康増進および介護予防を目的とした健康教室を通して、健康教育に取り組んでいる。管理栄養士を目指す学生が中心となり、栄養指導や健康に配慮した食事提供を実施し、参加者は健康的な生活習慣について学ぶとともに、学生との交流を通じて地域のつながりを深め、社会参加の促進や孤立防止にもつながる取り組みとなっている。本事業は平成 19 年度より倉敷市老人クラブ連合会と連携して開催されており、学内で「栄養診断・栄養指導」(栄養マネジメント)と「健康に配慮した食事の提供」(給食経営管理)を学生主動で運営している。

・令和 7 年度健康寿命延伸教室は、下記の前期 1 回、後期1回を実施した。

5 月 17 日(土): 高齢者 12 名

12 月 13 日(土): 高齢者 6 名

本学は、岡山県が実施する「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」に令和 5 年度より採択されている。令和 7 年度は以下の活動を実施した。

事業名	実施日	事業概要	研究・活動場所
地域に飛び出せ！大学生 おかやま元気集落交流事業 六島小学校における食育・調理実習	令和 7 年 12 月 23 日	離島の児童数 2 名の小学校で、シチュエーづくりの調理実習を実施した。学生が献立検討から当日の運営まで主体的に関わり、調理体験を通じて食の楽	笠岡市六島

		しさを食育の重要性を伝える活動を行った。	
地域に飛び出せ！大学生 おかやま元気集落交流事業 六島お散歩ツアー2025	令和8年2月28日	笠岡市六島で「六島お散歩ツアー2025」を実施し、学生と地域住民および観光協会が連携して島の自然や食文化を体験できる交流プログラムを運営した。学生は島御膳の調理補助や伝統食「さつま」づくり体験の運営補助を担当し、地域資源の魅力発信に取り組んだ。	笠岡市六島
晴れの国 島フェスタ	令和7年8月30日	岡山県主催「島フェスタ」に出展し、六島産素材を活用したアロマキャンドルづくりワークショップを実施した。学生は来場者との交流やブース運営、広報活動を通じて、六島の魅力発信と地域活動のPRに取り組んだ。	イオンモール岡山

また、岡山米粉プロジェクトでは、勝央町主催で開催された「スイーツまつり」に出店し、岡山甘栗と作州黒豆を使用した「スイーツたこ焼き」を開発・販売を行った。学生は商品説明や販売活動を通じて、地域資源の活用や商品価値の発信について実践的な学びを得た。

本学では、地域の企業・農家・社会福祉協議会と連携し、「子ども食堂」におけるボランティア活動に継続的に参加している。給食費未納の家庭が多い地域の小学校区において、地元産の米や野菜等の寄付を活用し、子どもたちへのカレー提供や食料品の無償配布（フードパントリー）を実施している。本活動は、「子どもの貧困」や「孤食」などの社会課題への理解を深めるとともに、将来「食」に携わる専門職を目指す学生が、「食」を通して人々がつながる意義を体験的に学ぶことを目的としている。

倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」に学生ボランティアを派遣し、地域の国際交流活動に参画している。学生は来場者案内やブース運営補助、交流イベントへの参加などを通して、地域住民や外国人参加者との交流を実体験として学んでいる。これらの活動を通じて、学生は異文化理解を深めるとともに、実践的なコミュニケーション能力を涵養している。

その他に本学が倉敷市と連携しているものに「こどものための食育フェア」がある。子供から高齢者まで、楽しみながら食・健康について学べる場の提供を目的に開催されており、本学は食育釣り堀など体験をととして健康づくりを考えてもらえるブースを出展し、地域住民の健康増進に貢献し

ている。また、倉敷児童館において幼児を対象に親子料理教室や小学生料理教室を行っており、これらの活動は学生の主体的な学びにつながっている。

(3) 地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している。

本学独自の地域・社会への貢献の取り組みである「健康寿命延伸教室」は、現代生活基礎科目「アクティブラーニングⅠ(健康寿命延伸教室Ⅰ)」及び「アクティブラーニングⅡ(健康寿命延伸教室Ⅱ)」の授業の一環として実施されている。「健康寿命延伸教室」が開催されるたびに、その回の反省、次回に向けての改善点等が学生より提案されることで常に点検がなされている。また、「健康寿命延伸教室」で得られたデータを基に、関係教員が地域高齢者の健康や栄養の状態に関してまとめた調査報告は、数年おきに大学紀要に掲載されている。

<テーマ 基準I-C 社会貢献の課題>

特になし

<テーマ 基準I-C 社会貢献の特記事項>

倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」への学生ボランティア派遣は、文部科学省の「新たな教育振興基本計画(令和5年度～9年度)」に示された今後の教育政策——「共生社会・社会的包摂」、「地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育」とも整合しており、地域に根ざしたグローバル人材育成の具体例として実践している。

[テーマ 基準I-D 内部質保証]

[区分 基準I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

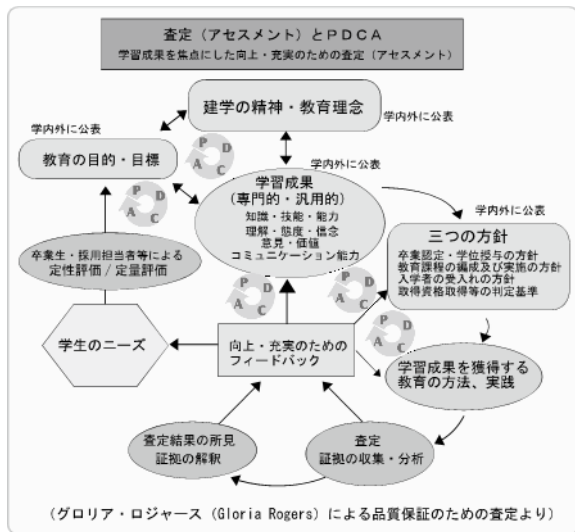
<現状>

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学の通常の自己点検・評価は、学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程により、理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また点検評価の項目は、岡山学院大学評価項目及び岡山学院大学評価項目観点表を定めている。

(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

FD委員会及びSD委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年12月のFD・SDワークショップでその結果を報告し、併設の短期大学教員の質疑応答を経て評価を受けている。



(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

毎年度の自己点検・評価報告書を公式サイトで公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動はFD委員会、SD委員会で全教職員が関わっている。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

高大接続連携校及び高等学校に対して、アンケートによる学外(地域)外部評価を行い、その結果を例年12月のFD・SDワークショップで報告している。

(6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画(令和6年度～令和10年度(5ヶ年))を実施しているプロジェクトチーム(PT)の実施計画に活かされている。

[区分 基準I-D-2 教育の質を保証している。]

<現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

「岡山学院大学・岡山短期大学アセスメント・ポリシー(学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針)」に則り教育の質保証を図っている。

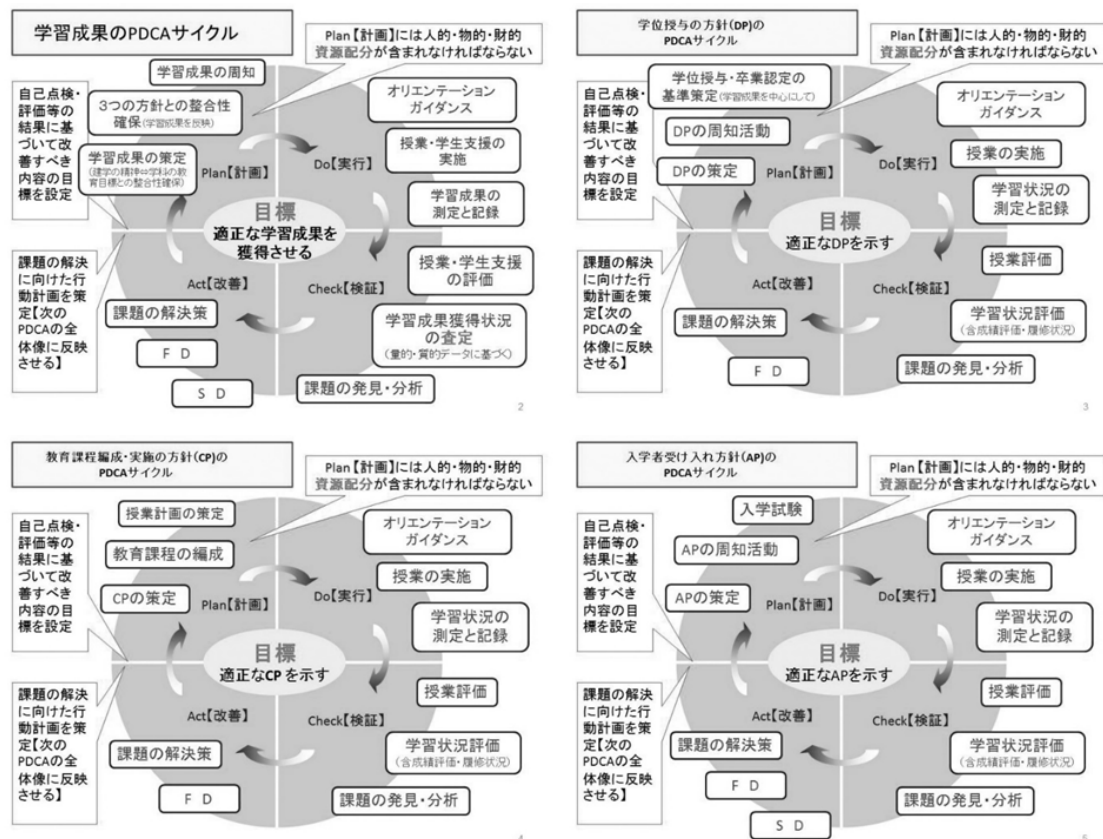
学習成果を査定する PDCA サイクルの概念図は次図のとおりである。授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、FD委員会で定期的に点検している。

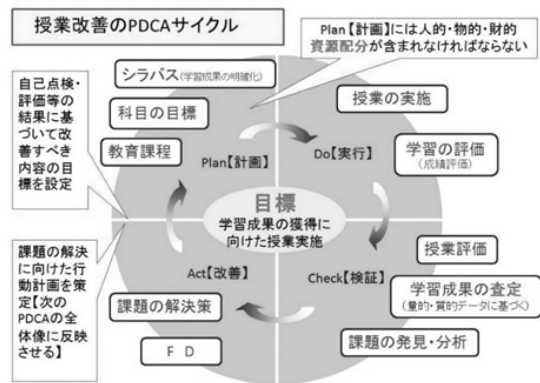
(2) 査定の手法を定期的に点検している。

本学では上記の手法をもとに、査定の手法を定期的に点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

本学では教育の向上・充実のために、「学習成果」「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」「授業改善」などにおいて PDCA サイクルを活用している。その概念図を以下に示す。





6

- (4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。
 本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。

<テーマ 基準I-D 内部質保証の課題>

特になし

<テーマ 基準I-D 内部質保証の特記事項>

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<現状>

(1) 単位授与の要件を定めている。

単位授与の要件の基準については、岡山学院大学学則第 4 章に則り、学生便覧に記載されている内容に基づいて実施している。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

単位・授業及び卒業の要件については、岡山学院大学学則第 4 章に、単位習得の認定及び評価については、岡山学院大学学則施行細則第 5 章に明記し周知している。

① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が習得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

単位制度の実質化のために、学生が各学年次にわたって1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を 30 単位とするが、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については上限を超えて履修科目の登録を認めると学則第 11 条(3)～(4)項に定めている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

進級要件については、学則施行細則第 7 条(9)項に規定しており、GPA が 2.5 未満の者は 2 年生から 3 年に進級できないとしている。学長は、単位認定会議を開き、岡山学院大学教授会規程に則り、教授会の意見を聴いて単位認定および進級を決定している。

卒業要件は、岡山学院大学学則第 12 条に明示している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、卒業は学科が定めるデジタル生活人材養成科目及び学科専門科目、計 124 単位を充足した者を教授会で認定している。

進級制度の他に、実習等の履修条件として、「臨地実習」については「臨地実習」履修に関する規則に、教職課程の「栄養教育実習」については「栄養教育実習」履修に関する規則に明示し、学生便覧に掲載している。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<現状>

(1) 教育課程は大学設置基準に則り体系的に編成している。

本学科は管理栄養士養成課程である。栄養士免許および管理栄養士国家試験受験資格を得るための教育課程編成となっている。専門基礎分野は、食生活を中心に社会や環境と健康との関係に関する「社会・環境と健康」、人体の構造や生理、代謝に関する「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」、食品や食品成分の特性、食品の加工・貯蔵に関する「食べ物と健康」から編成されている。

専門分野は、管理栄養士としての専門性を高めるために、「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」からなる。さらに、総合的な管理能力を養うため「総合演習」、管理栄養士の実践活動の場での適切なマネジメントを学ぶために実施する「臨地実習」から編成しており、岡山学院大学学則に明記している(次ページ)。

また、栄養教諭一種免許状、食品衛生資格、フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書に関するカリキュラムを以下のように編成している。なお、社会福祉主事任用資格については、社会福祉法第 19 条第 1 項の規定により、大学等に在籍当時に指定科目 3 科目以上履修し、卒業した者に与えられる。

栄養士法管理栄養士指定教育分野		講義又は実習必修単位	実習又は実習必修単位	科目	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
専門基礎分野	社会・環境と健康	6		公衆衛生学Ⅰ	2	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				公衆衛生学Ⅱ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				公衆衛生学Ⅲ		2	2	
				健康管理論		2	2	管理栄養士必修
	人体の構造と機能、疾病の成り立ち	14		社会福祉概論		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				小計		6	6	10
				解剖生理学Ⅰ	7	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				解剖生理学Ⅱ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				解剖生理学実験Ⅰ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				解剖生理学実験Ⅱ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				運動生理学	3	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				生化学Ⅰ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				生化学Ⅱ		2	2	管理栄養士必修
				生化学実験		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				病理学	3	2	2	管理栄養士必修
				微生物学		2	2	管理栄養士必修
				小計		14	13	17
	食・食べ物と健康	8	10	食品学総論Ⅰ	3	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品学総論Ⅱ		2	2	フードスペシャリスト選択
				食品学総論実験		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品学各論		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品学各論実験Ⅰ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品学各論実験Ⅱ		1	1	
				食品加工学Ⅰ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品加工学Ⅱ		2	2	
				食品加工学実習		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト選択
				食品品質管理論		2	2	
				食品分析学		2	2	
				調理学Ⅰ	3	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				調理学Ⅱ		2	2	
				調理学実習Ⅰ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				調理学実習Ⅱ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				調理学実習Ⅲ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト選択
				食品衛生学Ⅰ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				食品衛生学Ⅱ	2	2	2	フードスペシャリスト選択
				食品衛生学実験		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト選択
				小計		8	30	30
	基礎栄養学	2		基礎栄養学	6	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト必修
				基礎栄養学実験		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト選択
				運動栄養学		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				応用栄養学		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				栄養アセスメント		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				応用栄養学実習		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
	応用栄養学	6		小計		6	10	10
				栄養教育論Ⅰ	6	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				栄養教育論Ⅱ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				栄養教育管理		2	2	管理栄養士必修
				栄養教育論実習Ⅰ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				栄養教育論実習Ⅱ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
	栄養教育論	6		小計		6	8	8
				臨床栄養学Ⅰ	10	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				臨床栄養学Ⅱ		2	2	管理栄養士必修
				臨床栄養学Ⅲ		2	2	管理栄養士必修
				臨床栄養学実習		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				臨床栄養学演習		2	2	管理栄養士必修
	臨床栄養学	8		公衆栄養学Ⅰ		2	2	栄養士必修 管理栄養士必修 フードスペシャリスト選択
				公衆栄養学Ⅱ		2	2	管理栄養士必修
				公衆栄養学実習		1	1	管理栄養士必修
				小計		10	14	14
	公衆栄養学	4		給食経営管理論Ⅰ	6	2	2	栄養士必修 管理栄養士必修
				給食経営管理論Ⅱ		2	2	管理栄養士必修
				給食経営管理実習Ⅰ		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				給食経営管理実習Ⅱ		1	1	管理栄養士必修
				総合演習		2	2	管理栄養士必修
				給食経営管理実習事前事後		1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
	給食経営管理論	4		小計		6	9	9
				給食経営管理臨床実習Ⅰ	4	1	1	栄養士必修 管理栄養士必修
				給食経営管理臨床実習Ⅱ		1	1	管理栄養士選択(公衆栄養学臨床実習からいずれか)
				公衆栄養学臨床実習		1	1	管理栄養士選択(給食経営管理臨床実習からいずれか)
				臨床栄養学臨床実習		2	2	管理栄養士必修
				小計		0	5	5

(2)ー5 栄養教諭一種免許状取得のための授業科目と最低修得単位及び授業科目時間配当表

免許法施行規則に定める科目又は科目区分	授業科目	必修	選択	計	1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養指導論Ⅰ	2		2					2			
	学校栄養指導論Ⅱ	2		2						2		
	小計	4	0	4	0	0	0	0	2	2	0	0
第1章の6に定める科目	日本国憲法	2		2			2					
	体育	1		1	1							
		1		1		2						
	外国語コミュニケーション	2		2	2							
			2	2		2						
	情報機器の操作	2		2	2							
			2	2		2						
	小計	8	4	12	5	6	2	0	0	0	0	0
第2章の1に定める科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2	2			2					
		教師論	2	2				2				
		教育制度論	1	1					1			
		教育心理学	2	2			2					
		特別支援の方法と理解	1	1					1			
		教育課程論	1	1					1			
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2	2						2		
		教育の方法及び技術	1	1					1			
		生徒指導論	2	2						2		
		教育相談	2	2					2			
	教育実践に関する科目	事前・事後指導	1	1						1		
		栄養教育実習	1	1							1	
		教職実践演習(栄養教諭)	2	2								2
	小計	20	0	20	0	0	4	2	6	5	1	2
	合計	32	4	36	5	6	6	2	8	7	1	2

(2)－3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得るための食品衛生資格履修コースとして開設する食品衛生法及び同法施行令に定める学科に対応する授業科目

食品衛生法及び同法施行令に定める学科		食品衛生資格履修コースの授業科目及び単位			
別表区分	別表科目	本学授業科目名	必修	選択	備考
A 群 化学関係	分析化学	基礎化学	2		
	有機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
	無機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
B 群 生物化学関係	生物化学	生化学Ⅰ	2		
		生化学実験	1		
	食品化学	食品学総論Ⅰ	2		
		食品学総論実験	1		
	生理学	解剖生理学Ⅱ	2		
		解剖生理学実験Ⅱ	1		
C 群 微生物学関係	食品分析学	食品分析学	2		
	毒性学	食品衛生学Ⅱ	2		
	微生物学	微生物学	2		
	食品微生物学	食品衛生学Ⅰ	2		
		(食品衛生学実験)			食品衛生学実験に含む。
D 群 公衆衛生学関係	食品保存学	食品加工学Ⅰ	2		
	食品製造学	(食品加工学Ⅰ)			食品加工学Ⅰに含む。
	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅱ	2		
	食品衛生学	(食品衛生学Ⅱ)			食品衛生学Ⅱに含む。
		食品衛生学実験	1		
	環境衛生学	(食品衛生学Ⅰ)			食品衛生学Ⅰに含む。
E 群 その他の関連科目	衛生行政学	公衆衛生学Ⅲ	2		
	疫学	公衆衛生学Ⅰ	2		
	A 群～D 群までそれぞれ1科目以上、22単位以上		小計	28	
		生化学Ⅱ	2		
		(生化学実験)			生化学実験に含む。
		食品理化学	2		
		(食品学総論実験)			食品学総論実験に含む。
		病理学	2		
		解剖学	2		
		解剖生理学Ⅰ	2		
		解剖生理学実験Ⅰ	1		
		栄養化学	2		
		応用栄養学	2		
		応用栄養学実習	1		
		栄養学	2		
		基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
	農産物製造学	食品学各論	2		
		食品学各論実験Ⅰ	1		
		食品学各論実験Ⅱ	1		
	肉製品製造学	(食品学各論)			食品学各論に含む。
	食品工学	食品加工学Ⅱ	2		
		食品加工学実習	1		
	品質管理学	食品品質管理論	2		
E 群の科目を含めて総単位数が40単位以上		小計	24		
		総単位数	52		

(2)-2

フーズスペシャリスト資格認定証取得のための授業科目と単位数

必修科目

規定科目	開設科目名	単 位
フーズスペシャリスト論 (2単位以上)	食文化論	2
食品の官能評価・鑑別論 (2単位以上)	食品学各論	2
	食品学各論実験Ⅰ	1
食物学に関する科目 (5単位以上)	食品学総論Ⅰ	2
	食品加工学Ⅰ	2
	食品学総論実験	1
食品の安全性に関する科目 (2単位以上)	食品衛生学Ⅰ	2
調理学に関する科目 (4単位以上)	調理学Ⅰ	2
	調理学実習Ⅰ	1
	調理学実習Ⅱ	1
栄養と健康に関する科目 (2単位以上)	基礎栄養学	2
食品流通・消費に関する科目 (2単位以上)	食料経済	2
フードコーディネート論 (2単位以上)	フードコーディネート	2

選択科目

規定科目	開設科目名	単 位
フーズスペシャリスト資格に相当とされる科目	食品学総論Ⅱ	2
	食品加工学実習	1
	調理学実習Ⅲ	1
	食品衛生学Ⅱ	2
	食品衛生学実験	1
	基礎栄養学実験	1
	公衆栄養学Ⅰ	2

* 選択科目7科目10単位の中から
4単位以上修得すること

別表 3-1 図書館司書資格に係る専門教育科目

授 業 科 目	必修	選択	計	備 考
基礎科目	生涯学習概論	2	2	
	図書館概論	2	2	
	図書館制度・経営論	2	2	
	図書館情報技術論	2	2	
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	2	
	情報サービス論	2	2	
	児童サービス論	2	2	
	情報サービス演習	2	2	
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	2	
	情報資源組織論	2	2	
	情報資源組織演習	2	2	
	図書館サービス特論	1	1	
選択科目	図書・図書館史	1	1	
	合 計	24	24	

① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

フードマネジメント学科の教育課程編成・実施の方針では、幅広い教養を備えた人間の育成のためのデジタル生活人材養成科目と、管理栄養士養成課程としてのフードマネジメント学科専門科目を編成している。

また同時に、栄養教諭一種免許状、食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格、フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などを取得できるカリキュラムも編成している。

② 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

専門職学科は設置していない。

③ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

本学科のシラバスは、シラバス作成規則に従い以下の項目を明示している。

- ・授業名等(科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法(メールアドレス、オフィスアワーなど))
- ・教育目標と学生の学習成果
- ・教育方法(授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト)
- ・学習評価の方法
- ・注意事項
- ・授業回数別教育内容(内容、予習・復習事項、課題など)

④ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

本学では各授業科目の授業終了時(15 回目)に学生による授業アンケートを実施し、集計結果は本学ウェブサイトにて教員名を伏せて公表している。

各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、次年度のシラバスに反映するようにしている。

⑤ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

本学ではひとりの教員では扱えない専門性の高い内容を集約した科目についてはオムニバス授業を行っている。オムニバス授業では、シラバスの作成段階から、各教員がお互いに授業内容を相互理解し、協力・調整を図っている。特に複数の教員で 1 つの授業を同時に教える科目については授業毎に、学生の受講態度や対応について意見交換を行い授業の改善につなげている。

⑥ 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実

施を適切に行っている。

本学に通信課程は設置していない。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

本学では、教育課程の見直しを定期的に行っている。令和 7 年度より、学部学科名称の変更に伴い、基礎教育科目(クリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群、ホスピタリティ力基礎科目群)は、デジタル生活人材養成科目(ヒューマン・サービス科目、フードマネジメント科目、コミュニケーション力科目)に再編された。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。

専門職学科を開設していない。

[区分 基準II-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学科では、数理・データサイエンス・AI 教育及びフードマネジメントメソッドを修めた管理栄養士を育てるために、デジタル人材養成科目を編成し実施している。デジタル人材養成科目は、ヒューマン・サービス科目、フードマネジメント科目、コミュニケーション力科目から構成される。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

本学科では、次代の管理栄養士としての活躍を目指し、次世代フードビジネスアントレプレナー養成コース、次世代フードビジネス人材養成コース、次世代管理栄養士養成コースを設けている。各コースにおいて修めなければならない「デジタル生活人材養成科目」および「専門科目」に違いを設け、目指すべき将来像に向け、教養科目と専門科目との関連が明確となっている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

学部学科名称変更に伴い、本年度より教養教育科目が大幅に変更された。教養教育の効果は測定を行い、次年度より改善していく計画である。

<テーマ 基準II-A 教育課程の課題>

近年、管理栄養士・栄養士に求められる役割は、高度化、複雑化、多様化してきている。少子高齢化の進展や生活習慣病の増加など健康課題は複雑化、深刻化している。食生活の多様化に伴う栄養の不足と過剰が共存する栄養障害の二重苦、家庭における共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食品ロスの増大、食の安全への不安、食物供給の過度の海外依存等、食

生活や食糧供給をめぐる課題も複雑化している。上記のような多様な課題に対応し得る管理栄養士・栄養士の養成が求められている。

<テーマ 基準II-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-B 学習成果]

[区分 基準II-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

<現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

本学で学ぶ学生の学習成果は、学生便覧において、具体的に示され、入学時のオリエンテーションで学生に周知されている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学生の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしているので一定期間内で獲得可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

学習成果の測定に関しては、FD 委員会を行い、評価方法について検討してきた。また学習成果の測定に関しては、各科目において習得する専門的学習成果・汎用的学習成果をシラバスに明示し、学習成果の習得状況を測定可能とした。

[区分 基準II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<現状>

(1) 各授業科目の学習成果は、授与する学位分野ごとの学習成果に対応している。

本学では、フードマネジメント学科の教育目標が達成できているかについて、以下の3つの方法で測定・活用できるかを検討している。

第1に、各学期末の定期試験に加え、前・後期オリエンテーション中に実力試験を実施している。これは学生の学習成果を客観的な指標に基づいて評価するためである。第2に、各学期末に学生に対して授業アンケートを実施し、学習成果の獲得状況を自己評価させている。第3に、4年次生で実施している国試対策ゼミの模試を分析し学習の進捗状況を把握している。

(2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して

学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

(3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況把握の一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

[区分 基準II-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<現状>

(1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

学習成果を改善するための査定として、「アセスメント・ポリシー」に基づいた「査定サイクル」を構築しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。教員は、学生の卒業認定や単位認定において、GPA 集計表を用いて、成績評価や学習結果についての分析を行い、学生の学習状況把握に活用し、学科教員で共有している。単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などのデータは、毎年度大学全体の会議において報告され、全教職員で共有・活用されている。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

授業においては、全教科チャトルカードを活用している。定期試験及び実力試験(オリエンテーション期間)の結果、また学生の授業アンケート結果を活用して、各教員は授業改善 C&A 報告書を作成している。授業改善 C&A 報告書作成の結果、抽出された問題点とその改善点については、次年度のシラバスを作成する際に反映している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。

在籍率、卒業率、就職率、進学率などのデータは、毎年度大学全体の会議において報告され、全教職員で共有・活用されている。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

FD 活動の一環として毎年継続して「就職先訪問」を実施している。「就職先訪問」の結果は、毎

年 FD・SD ワークショップで報告している。しかしながら、令和 7 年度は学科新設に伴い、就職先訪問は実施していない。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

測定された結果は、毎年 FD・SD ワークショップや大学全体の会議において報告され、次年度のシラバス作成に反映されるなど広く活用されている。

[区分 基準II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<現状>

(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既得単位の確認を徹底して指導している。

(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。

定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。また、オリエンテーション期間に、成績通知書を基に、各学生に対して既取得単位の確認を徹底し履修指導を行っている。

(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

学習成果の獲得状況については、各学生の 4 年間にわたる総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。

<テーマ 基準II-B 学習成果の課題>

特になし

<テーマ 基準II-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-C 入学者選抜]

[区分 基準II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<現状>

(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

教育目的を達成するための入学者受入れの方針として、管理栄養士に興味と関心があること、

管理栄養士に関わる教育に対する学習意欲とその学習に必要な基礎学力があること、数理・データサイエンス・AI 教育の習得意識が強いこと、卒業後、高梁川流域圏でフードビジネスを通して活躍する意志が強いことなどを掲げている。入学者受入れの方針は、学校案内パンフレット、ウェブサイト、学生募集要項などで受験生に分かりやすいように明示している。更に募集要項には、学力の三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)に対する入試選抜区分別の判定の方法を示し、試験問題の作成も本学独自のものであることを明示している。

(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。すなわち学生募集要項において総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)そして一般選抜について詳細に示している。また、学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。

専門職学科はない。

(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

入学者選抜に関しては、学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程に定められており、それに基づき適切に実施されている。

(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程に定める通り、岡山学院大学の入学者の選抜を管理するため、本学に入学試験管理委員会、専門委員、および入学選抜会議が設置されている。学長が任命する委員、若干名をもって組織する入学試験管理委員会は、入学試験制度の調査、研究並びに入学試験の企画、実施の統括、運営にあたっている。また、専門委員は、学力検査科目ごとに、学力検査問題を作成し、答案の採点、採点の結果および調査書の調査の結果を入学試験管理委員会に提出する。本学教授会全員をもって組織する入学選抜会議は、調査書の調査および学力検査の結果を、総合判定して、合格者および補欠者の原案を作成し、学長に報告する。学長は、合格者および補欠者の原案を教授会に提案し、その議を経て、入学者の選抜を決定している。

(6) アドミッション・オフィス等を整備している。

入試事務室は、受験生に対して受験手続きを分かりやすくするための名称であり、実際は事務部長代理を長として学務課教務係および学生係、経理課会計係およびその他関係部署課員で役

割を担っている。入試事務室は、学生募集要項の印刷、願書の受付、入試問題の印刷・管理、合格発表、入学手続きなどの業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。選抜当日においては、全教職員の協力のもと、厳正かつ公正な試験運用が行われているが、不測の事態として疾病者に対し、別室での受験室確保などの配慮も行っている。

[区分 基準II-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<現状>

(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

入学者受入れの方針は、入学案内、ウェブサイト、学生募集要項に明示するとともに、入試懇談会、進路ガイダンス、高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を通して、高校教諭、受験生、保護者に周知している。

(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

本学では、下表に示すように、総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)、一般選抜の入試区分と募集人員を学生募集要項に明確に示している。

募 集 学 科	入学定員	入 試 区 分 別 募 集 人 員		
		総 合 型 選 抜 (自己推薦型)	学 校 推 薦 型 選 抜 (指定校・一般)	一 般 選 抜
デジタル生活学部 フードマネジメント学科 (次世代フードビジネスアントレプレナー養成コース) (次世代フードビジネス人材養成コース) (次世代管理栄養士養成コース)	40	10	20	10

*学校推薦型選抜募集人員に社会人特別入試(若干名)を含む。

(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費を入学案内、募集要項に明示している。

(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

電話や電子メールにより受験希望者・保護者から様々な問い合わせがあるが、その対応は入試事務室が適切に行っている。入試事務室は広報および学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。

<テーマ 基準II-C 入学者選抜の課題>

特になし

<テーマ 基準II-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-D 学生支援]

[区分 基準II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

スマート OKAGAKU アクション「ベストスタートプログラム」を実施し入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

また、入学前練習を実施し、大学での授業理解、友人作り、先輩との交流などを促している。

さらに、冊子「入学前のはじめの一步(生物および化学)」を配布し、大学での専門学習の準備を行っている。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学者に対するオリエンテーションは入学式後から約 5 日間の日程で実施している。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して大学のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が環境衛生、学友会、後援会、奨学金と傷害保険の説明を行う。大学のオリエンテーションではクラスメンターの紹介、生活指導、個人情報保護、履修注意、学生証(身分証明書)・在学証明書配付を行う。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

前期・後期の初めに、各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導をしている。

このオリエンテーションは、関係資料作成および履修登録に関する対応等を学務課教務係の職員の協力を得て、クラスメンターが中心となって実施している。

2 年生～4 年生前期のオリエンテーションでは、履修指導、個人カルテ修正、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援を行った。また後期のオリエンテーションでは、履修簿返却、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、学習状況調査を行った。以上のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせるきめ細かな指導を行っている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために配布している物は学生便覧である。学則・学則施行細則・授業科目履修要領・授業科目時間配当表・講義概要・「臨地実習」履修に関する規則・「栄養教育実習」履修に関する規則等が掲載されており、これらにより学生が履修科目の内容

や履修状況を把握することが容易になり、学習成果の獲得に効果を上げている。

(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。

本学では各学年にクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行っている。

学生の履修登録票はクラスメンターが点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個々人の学習状況を把握できる。クラスメンターは学期ごとに履修簿通知表を管理台帳に記入し、学生個々人の単位修得状況を綿密にチェックしている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学ではキャンパスライフプログラムを実施し学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。キャンパスライフプログラムとは、学生をサポートする専任教員が、入学から卒業まで二人三脚体制で夢を実現するプログラムである。

各学年にクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談を受ける役も担っている。学生が休学・退学など学習や進路等に不安を感じた場合、学生はクラスメンターに相談する。また、進退を決定する時は、保護者または保証人の同伴の上、クラスメンター2 人の四者面談を実施する。

欠席・忌引・休学・復学および退学については、該当の届けまたは願いをクラスメンター経由で学務課教務係または学長に提出しなければならないことと学生便覧に記している。

(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。

高等学校での化学・生物の履修不足から 1 年次の科目においても理解度に問題がみられ、苦手意識が認められる。この苦手意識を克服するために、前述のように入学前学習の受講を求めている。

それぞれの教員が、学習が困難な学生への指導、一定の水準に満たない学生への指導、実習関連等の指導を多様な方法で実施している。

期末試験で 60 点に満たない学生を対象に、その授業担当教員は、試験対策の補習を全学的に行っている。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

数年前より、進度の速い学生や優秀な学生に対する特別な学習上の配慮や学習支援について検討しているが、特に行われてはいない。

(9) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学に通信課程は設置していない。

- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館は、岡山学院大学及び岡山短期大学の学生が自由に利用できる。図書館の通常開館時間は平日 9 時～17 時 30 分。土曜日は 9 時～13 時 10 分開館を隔週で行っている。図書館には司書資格を有した事務職員1名が常駐している。

- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。

本学は学生の海外への派遣(長期・短期)は行っていない。

- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。

- (13) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学科の編入学生は、全て3年次編入生である。本学科の編入生は全て2年制短期大学の栄養士養成課程において栄養士免許を取得済みの卒業生であり、3年生クラスメンターが中心となり対応をしている。

編入学生の単位互換に関しては、編入生が編入元で取得した単位と本学科で取得できる単位をそれぞれの講義概要を照らし合わせ、教授会で審議し、単位を認定している。

編入学生の支援体制に関しては、成績状況や資格取得状況を確認しながら3年生クラスメンターが入学時に面談を行い、学習の得手不得手を把握している。また、生活面での不安などを聴取し、対応している。そして、必要に応じて、学科会議にて学科教員により共有している。

[区分 基準II-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にを行っている。]

<現状>

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

本学では、学長のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。

- (2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

課外活動支援として、「令和7年度 学友会 クラブ・ミーティングルーム・顧問」を組織し、顧問を配置することによって整備している。

クラブ活動については、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い、学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を大学・短大を挙げて全面的に支援している。

大学行事として、4月には新入生歓迎会、後期始めのオリエンテーション時に防災避難訓練、10月には有城祭(大学祭)を実施しており、学科教職員及び大学全体の行事については短期大学教職員を合わせて全学で支援体制を整備している。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生生活支援として、「学生食堂」、「購買」を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。「学生ホール(学生食堂)」については下記のような取り組みを実施している。

① 有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして学生ホールを活用できるように工夫している。

② 花や掲示物

学生が使う机に花(造花)を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また「食堂食育」等、学生の食育に役立てるよう資料を掲示し、食育啓発を行っている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じてもらおう工夫を行っている。

③ 清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等行っている。

(4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。

学務課学生係で宿舍が必要な学生に支援を行っている。

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場(無料)を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス(無料)の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。駐車場を利用するためには、学務課学生係で申請が必要である。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山学院大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山学院大学A種奨学生」を設けている。なお、本学では定員

充足率低下に伴い、令和 7 年度より「給付奨学金」の新規応募ができなくなった。それを補うために、「岡山学院大学修学支援制度」を令和 7 年度に新設した。その他外部機関の奨学生制度については、可能な範囲で対応している。また、アルバイト紹介などの業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長であり、入学後の健康診断(身体測定、レントゲン撮影、内科検診など)の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。メンタルヘルスケアの体制として、「学生相談室」を設置している。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活に関しては、新入生アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケートの実施により、学生の意見や要望の聴取に努めている。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。また、事務部においては、関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を聴取している。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

現在、留学生は在籍していない。令和 8 年度からの留学生受け入れに向け、FD 委員会、SD 委員会等で対応を協議している。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生は在籍していない。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者の受入れのための施設の整備については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

現在、長期履修生の受入れ制度はない。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

本学では、授業「アクティブラーニングⅠ」および「アクティブラーニングⅡ」において健康寿命延伸教室を実施している。地域在住の高齢者を対象に、「アクティブラーニングⅠ」では、身体計測および食事調査をチームで担当することで、コミュニケーション能力、データ収集能力、理論的思考能力を、「アクティブラーニングⅡ」では、栄養マネジメントおよび食事提供の実践を通して、コミュニケーション能力や総合的な栄養ケアマネジメント能力を評価している。

また、岡山県が実施する「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」において、令和7年度は「六島小学校での食育・調理実習」、「島の自然や食文化を体験できる交流プログラムの運営」を、笠岡諸島最南端に位置する六島にて行った。

その他「子ども食堂」におけるボランティア活動、倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」への学生ボランティアの派遣、「こどものための食育フェア」への参加、幼児を対象にした親子料理教室の開催などを通して学生の主体的な学びを評価している。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生1人に対し4人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士(一般)チーム、管理栄養士(地方公務員・教職)チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの4つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

学務課学生系の事務職員は、就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職支援のための施設として、キャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導など、多角的に学生の就職支援を行っている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職のための資格取得について、卒業時に栄養士資格と食品の衛生管理に関する資格である食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格やフードスペシャリストの資格を取得して卒業するように細やかな支援を行っている。

(4) 学部・研究科等ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

例年、卒業時の就職状況について年明けおよび年度始めの全体会議において報告するとともに

に、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学に対する支援として、キャリアコネクトプログラムで編成している進学チーム担当教員を中心に支援を行っている。留学に対する支援は、希望者が出ていないため、現状、行っていない

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

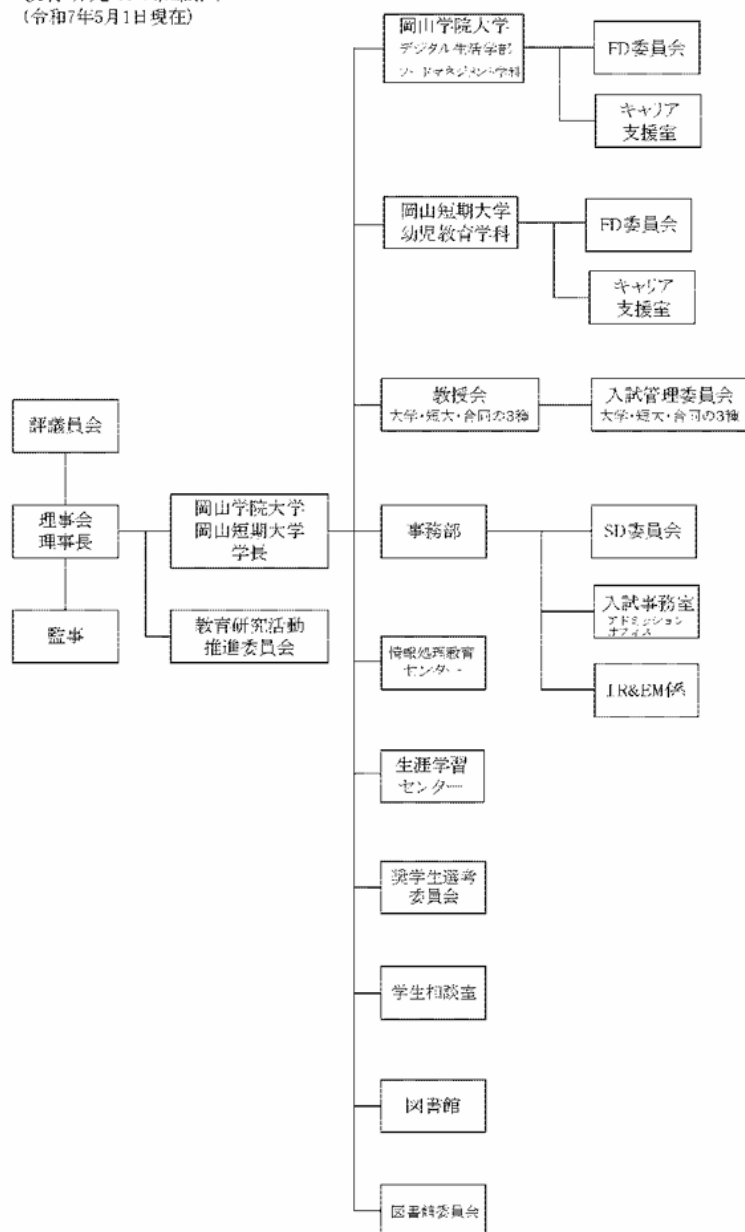
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

(1) 大学及び学部・研究科等に必要な教員を配置している。

令和7年度の教育研究上の教員組織は、以下のとおり編成した。教員組織は小規模であるが、本学の教育目的達成について、必要十分な組織である。

教育研究上の組織図
(令和7年5月1日現在)



(2) 大学及び学部・研究科等の専任教員又は基幹教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。

教員組織の概要((人)令和7年5月1日現在)

学科等名	専任教員数					大学設置基準に定める教員数		非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]		
フードマネジメント学科	8	3	6	0	17	(8)	—	13	
(小計)	8	3	6	0	17	(8)	—	13	
[ロ]	—	—	—	—	—	—	(6)		
(合計)	8	3	6	0	17	(8)	(6)	13	

男女の構成は次表の通りである。

専任教員の男女構成((人)令和7年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	5	2	2	0	9
女	3	1	4	0	8
計	8	3	6	0	17

(3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員とその他教員を配置している。

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるため、教育課程編成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。基幹教員とその他教員は配置していない。

専任教員数と非常勤教員数

令和7年5月1日現在	男	女	計
学長	1		1
学園長	1		1
専任	7	8	15
非常勤	6	7	13
計	15	14	29

(4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。

年齢の構成は次表の通りである。定年を越えた教員が6人いるが教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢(令和7年度)

職名	学位等	教育分野	年齢
教授	工学修士	情報処理	75
教授	農学博士	食品学	74
教授	理学博士	分子遺伝学	79
教授	医師・博士(医学)	医学・病理学	60
教授	医学博士・薬剤師	微生物学	72
教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論	67
教授	管理栄養士・準学士	応用栄養学	75
教授	修士(経営学)	情報処理	40
准教授	農学修士	食品加工	59
准教授	管理栄養士・学士(家政学)	公衆栄養学	54
准教授	管理栄養士・修士(臨床栄養学)	臨床栄養学	39
講師	管理栄養士・学士(栄養学)	栄養学・教職課程	48
講師	修士(農学)・博士(理学)	基礎栄養学	47
講師	修士(理学)・博士(理学)	情報処理	39
講師	管理栄養士・博士(健康科学)	調理学	35
講師	修士(教育学)	教育学	40
講師	薬剤師・博士(薬学)	公衆衛生学	57

上記のとおり本学の専任教員は、令和7年5月1日現在教授8人、准教授3人、講師6人の計17人である。大学設置基準に定める教員数14人を超え、更に教員数14人の5割が教授でなければならない数7人に対して教授数は8人で充足している。

本学は、学校教育法施行規則第172条2に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表しており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示している。全ての専任教員の職位が大学設置基準第三章七条の規定に合致していることが明らかである。本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は大学設置基準の規定を充足している。

(5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準の規定を遵守している。

令和7年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

教授	男	教養・教職
教授	男	教養・教職
教授	男	教養・教職
教授	男	教養・食物
教授	女	食物

准教授	女	食物
講師	女	教養
講師	女	教養(臨床心理)
講師	女	英語
講師	男	教職
講師	男	教養
講師	女	司書
講師	女	司書

令和 7 年度非常勤教員の職位構成

学 科	教授	准 教 授	講師	助教	計
フードマネジメント学科	5	2	6	0	13

非常勤教員の男女構成((人)令和 7 年 5 月 1 日現在)

	教授	准 教 授	講師	助教	計
男	4	2	0	0	6
女	1	1	5	0	7
計	5	3	5	0	13

また管理栄養士学校指定規則の指定の基準の第 2 条の中の、第 2 号「別表第一専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員(助手を除く。以下この項において同じ。)」については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。」、第 3 号「基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。」、第 4 号「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第一専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。」、第 5 号「人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。」、第 6 号「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」を遵守している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。
指導補助者を配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<現状>

(1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。尚、特別専任教員を除いた専任教員は研究日を取得するために2年間で1つの研究業績を求められている。対象となる全教員が研究日を取得していることからそれらの研究活動は進んでいる。

【令和7年度専任教員研究活動実績】

職名	学位等	教育分野	著 作 数	論 文 数	学 会 等 発 表 数	国際会議 出席の有 無	そ の 他
教授	工学修士	情報処理					
教授	農学博士	食品学					
教授	理学博士	分子遺伝学					
教授	医師・博士(医学)	医学・病理学		2	2		
教授	医学博士・薬剤師	微生物学			2		
教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論		2			
教授	管理栄養士・準学士	応用栄養学			2		
教授	修士(経営学)	情報処理					
准教授	農学修士	食品加工					
准教授	管理栄養士・学士(家政学)	公衆栄養学			1		
准教授	管理栄養士・修士(臨床栄養学)	臨床栄養学					2
講師	管理栄養士・学士(栄養学)	栄養学・教職課程					
講師	修士(農学)・博士(理学)	基礎栄養学		4	1		2
講師	修士(理学)・博士(理学)	情報処理		2	3		
講師	管理栄養士・博士(健康科学)	調理学		1			
講師	修士(教育学)	教育学		2	1		
講師	薬剤師・博士(薬学)	公衆衛生学		2	3	1	
講師	管理栄養士・準学士	栄養教育論					

(令和 7 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日)

(2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。

令和 7 年度外部研究費の獲得

令和 7 年度学術研究助成事業助成金

研究代表者

- ・研究種目:基盤研究(C)/令和 6 年度～令和 8 年度
 - ・研究課題名:「ビタミン D による抗炎症機構の解明および炎症性腸疾患との関連」
 - ・研究代表者:岡田只士
 - ・研究分担者:安田佳織(富山県立大学)、川越文裕(東京理科大学)
 - ・交付決定額(3 年総計):4,680,000 円【直接経費:3,600,000 円、間接経費:1,080,000 円】
 - ・令和 6 年度:1,430,000 円【直接経費:110 万円、間接経費:33 万円】
 - ・令和 7 年度:1,690,000 円【直接経費:130 万円、間接経費:39 万円】
-
- ・研究種目:若手研究/令和 3 年度～令和 7 年度
 - ・研究課題名:「医療技術評価制度への患者・市民参画-諸外国における現状調査と日本での課題研究」
 - ・研究代表者:兼安貴子
 - ・交付決定額(5 年総計):4,550,000 円【直接経費:3,500,000 円、間接経費:1,050,000 円】
 - ・令和 7 年度(本学受入額):256,575 円【直接経費:197,365 円、間接経費:59,210 円】
- ※令和 7 年度途中の赴任に伴い、前任校(立命館大学)より研究課題および研究費を移管・引き継ぎ。

研究分担者

- ・研究種目:基盤研究(C)/令和 4 年度～令和 7 年度
 - ・研究課題名:「腸内細菌叢の改善による反復性膀胱炎の新たな予防法と治療法の開発」
 - ・研究代表者:石井亜矢乃(岡山大学)
 - ・研究分担者:狩山玲子
 - ・令和 4 年度:65,000 円【直接経費:5 万円、間接経費:1 万 5 千円】
 - ・令和 5 年度:104,000 円【直接経費:8 万円、間接経費:2 万 4 千円】
 - ・令和 6 年度:130,000 円【直接経費:10 万円、間接経費:3 万円】
 - ・令和 7 年度:65,000 円【直接経費:5 万円、間接経費:1 万 5 千円】
-
- ・研究種目:基盤研究(C)/令和 5 年度～令和 7 年度
 - ・研究課題名:「生物学的半減期増長ビタミン D 誘導体合成と疾患モデル動物でのホルモン様作用増強解析」

- ・研究代表者:橘高敦史(帝京大学)
- ・研究分担者:岡田只士
- ・令和5年度:195,000 円【直接経費:15 万円、間接経費:4 万 5 千円】
- ・令和6年度:195,000 円【直接経費:15 万円、間接経費:4 万 5 千円】
- ・令和7年度:195,000 円【直接経費:15 万円、間接経費:4 万 5 千円】

令和7年度奨学寄付金

令和7年度学術研究助成金

公益財団法人ウエスコ学術振興財団

- ・研究題目「新規ビタミンD欠乏マウスモデル作成の試みと、それを用いたビタミンD欠乏と健康の関連解析」
- ・研究代表者:岡田只士
- ・寄付金額:350,000 円

- ・研究題目「南西諸島域における詳細な震源情報の推定～応力降下量の空間分布～」
- ・研究代表者:小松正直
- ・寄付金額:350,000 円

令和7年度外部資金の獲得

令和7年度岡山県補助金

- ・令和7年度地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金
- ・研究代表者:平野聡
- ・補助金額:400,000 円

- ・おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金
補助金額:80,000 円

令和7年度 社会貢献活動への助成金(全国栄養士養成施設協会)

事業名称:腸内環境改善(腸活)のための食生活と地域創生

講演会:「腸活のための地産地消を考える―地域からの乳酸菌の分離と活用の試み」

実施日時:令和7年10月18日(土)11:00～12:00

実施場所:岡山学院大学情報処理教育センター3階 D302

助成金額:67,000 円

令和7年度 日本植物油協会との連携事業(日本フードスペシャリスト協会)

事業名称:フードスペシャリスト養成植物油セミナー

講座:知っておきたい植物油脂の基礎知識―植物油脂を取り巻く環境、最近の話題

実施日時:令和 7 年 11 月 7 日(金)14:40～16:10

実施場所:岡山学院大学 C 棟 203 教室

助成金額:100,000 円

(3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。

特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間 15 万円用意してある。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使い、年間 15 万円用意してある。

共同研究費は、FD のために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間 200 万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うものである。

その他、

- 公的研究費の適正な運営・管理について
 - 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
 - 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
 - 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
 - 岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
 - 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
 - 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画
 - 岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
 - 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
 - 岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則
- を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されているといえる。

(4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っている。

(5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

本学は岡山短期大学と合同の紀要を年 1 回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確

保している。紀要は本学公式ウェブサイトに掲載、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員が当たっている。

(6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

本学では、「学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第8条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している

(7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度は有していない。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<現状>

(1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。

本学の教務助手は学務課教務係の事務職員であるとともに、学科の助手も兼務している。教務助手3名は管理栄養士資格を有している。また、図書館には司書資格を有した事務職員1名を配置している。その他の事務職員は文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も有している。

(2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、本学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメント・ポリシーなどについて事務職員と共有することで職能を適正に発揮できるよう努めている。

(3) 事務等関係諸規程を整備している。

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある。

(4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。

事務部署にはパソコン、印刷機やコピー機など必要なものを整備している。

また、救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置している。

(5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。

SD 委員会で審議する議題は、日常的な業務の向上充実に繋がっている。

(6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<現状>

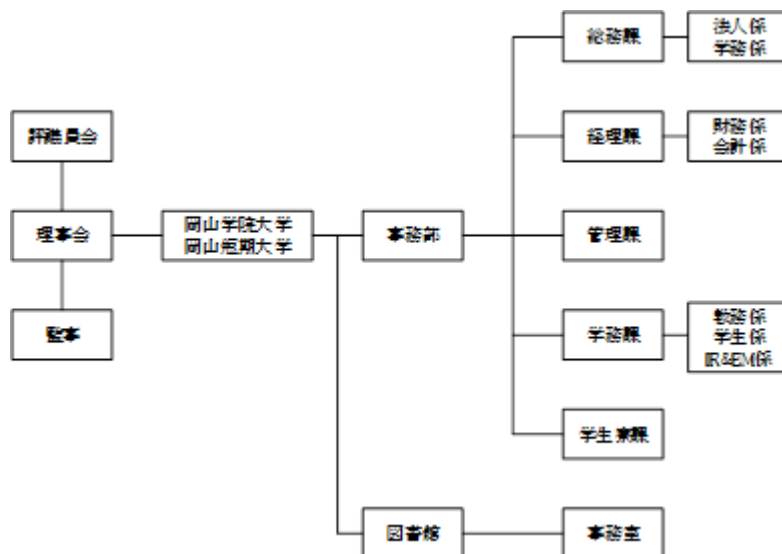
(1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

教職員は協働して、次の表に示す業務を分掌している。

分掌業務	連携内容
就職指導	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をする。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。
紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、学生配付用のCDに焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

(2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

事務組織は、大学及び短大共通の事務部として総務課(法人係・学務係)、経理課(財務係・会計係)、管理課、学務課(学生係、教務係、IR&EM係)、学生寮課及び図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている。以下の表のように責任の所在を明確に示している。



令和7年度事務組織

	部	課	課 長		課 員
学長	副学長・作永部長代理	総務課			西村・福田
		経理課	財務	作永(兼)	作永
			会計		作永・石原【派遣】
		管理課	不在		
		学務課		川口(課長) 横井(係長) 西澤(係長)	教務/学生 川口・横井・西澤・岡部・三宅・奥野・ 宮下・伊藤
					IR&EM担当 川口(課長)・有松 (兼)
					フード教務助手＝岡部・三宅・奥野・ 宮下・伊藤
		入試事務室	作永(兼)		教務/学生・会計その他関係部署課員
		図書館(清友)	有松(係長)		
		学生ホール・食堂 (佐藤)			伊藤・大橋【派遣】
	購買	経理課担当		西村【派遣】	
	体育館	不在		放送室 西澤(兼)	
	学長	生涯学習センター(尾崎)			[庶務は総務課]
		入試広報(学長)	副学長		全教職員
		情報処理教育センター(副学長)	小松		
		学生相談室(内田)			不在

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<現状>

(1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

岡山学院大学・岡山短期大学 SD(スタッフ・ディベロプメント)委員会規程を整備しSDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

SD 委員会は1セメスターで最低1回開催する。取り組みの結果について、毎年度 12 月に実施するワークショップで、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。

令和7年度SD委員会の実施及び課題の一覧を以下に示す。

《令和7年度SD委員会》

	実施日	実施時間	議題
①	4月30日(水)	15:30-16:30	・諸連絡 ・各部署の業務改善にかかる取組について
②	5月21日(水)	15:30-16:40	・諸連絡 ・卒業生アンケートについて ・留学生受け入れに向けた対応の検討について
③	6月30日(月)	15:30-16:50	・諸連絡 ・新入生アンケートについて ・令和8年度大学入学者選抜実施要項について ・岡山短期大学自己点検・評価報告書(令和6年度)について
④	7月24日(木)	15:30-16:40	・外部講師研修 「リクルートメディアの概要と目的について」 株式会社リクルート担当者1名
⑤	8月21日(木)	15:30-16:25	・諸連絡 ・外国人留学生選抜募集要項について ・職員の職能向上に係る取組について ・FD・SDワークショップについて
⑥	9月19日(金)	15:30-17:07	・諸連絡 ・令和7年度私立短期大学入試広報担当者研修会について ・令和7年度FD・SDワークショップについて
⑦	10月31日(金)	15:30-17:27	・諸連絡 ・令和7年度FD・SDワークショップについて
⑧	11月26日(水)	15:30-16:56	・諸連絡 ・学生生活アンケートについて ・令和7年度FD・SDワークショップについて
⑨	12月10日(水)	15:00-16:00	・外部講師研修 「救急蘇生法・心肺蘇生法とAEDの使用法」 倉敷看護専門学校教員4名
⑩	12月18日(木)	15:30-16:30	・諸連絡 ・令和7年度SD報告書について

(2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げてFD活動に取り組んでいる。FD活動に関する規程として、岡山学院大学・岡山短期大学FD(ファカルティ・ディベロプメント)委員会規程を明確に定めており、学科単位でFD委員会を構成し、FD活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD委員会の結果は、FD委員会実施報告書としてまとめられ、毎年度12月に実施するワークショップで報告する。その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている。

(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

本学は指導補助者を配置しておらず、指導補助者の研修に関する規定は整備していない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<現状>

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する諸規定は以下に示すように整備されている。

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園服務ハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則
学校法人原田学園教職員兼職規則
学校法人原田学園専任教職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
学校法人原田学園組織倫理規則
学校法人原田学園危機管理規則

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

本学では、教職員に対し諸規定の遵守を周知徹底している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。

(4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、大学設置基準に掲げられる基準に準ずるも

のである。

教育職員の昇任については、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諮ったのち辞令交付する。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて適切に実施している。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定しており、これに基づいて適切に実施されている。

昇任については、第 33 条に、別に定めるとしてあり、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第 34 条に教職員は勤務の配置転換又は職務の変更を命じられたときは、速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければならないと規定している。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は、勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する。

派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

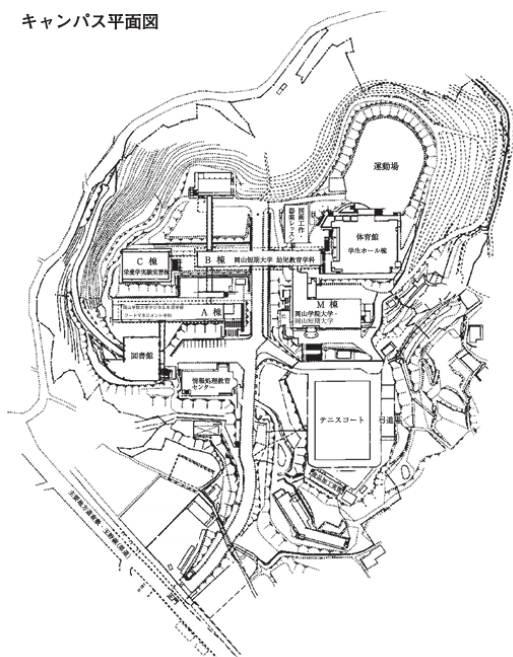
<現状>

(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は大学設置基準の規定を充足している。

岡山学院大学キャンパス平面図を以下に示す。

岡山学院大学は併設の岡山短期大学と同じキャンパスにある。

キャンパス平面図



所在地:岡山県倉敷市有城787番地

校地校舎の面積(併設短期大学を含む)は 20,976.6 m²で大学設置基準を上回っている。

(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。

運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.0 m²を用意しているので、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている。

(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は大学設置基準の規定を充足している。

校舎面積は 9,981.1 m²で大学設置基準を上回っている。

(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

第 1 学生ホール棟前の芝生にベンチを配置し、学生の交流や休息、学内イベント等で利用できるようにしている。また、営業時間外にも食堂を開放し、学生の休息等に利用できるようにしている。

(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往来することはできない。C 棟(栄養学実験実習棟)については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアーに移動できるよう3階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

講義室、演習室、実験・実習室はフードマネジメント学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表の通り十分に整備してある。

区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習室	語学学習施設
デジタル生活学部 フードマネジメント 学科専用	8 室	1 室	15 室	0 室	0 室
共用	4 室	2 室	0 室	1 室	0 室

また、管理栄養士学校指定規則第 2 条の中で、第 7 号「教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。」、第 8 号「教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。」、第 9 号「別表第 2 の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。」を遵守している。

別表第二(第二条第九号関係)

栄養教育実習室	視聴覚機器及び栄養教育用食品模型
臨床栄養実習室	計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機器、要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本並びに模型
給食経営管理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測定機器、作業管理測定機器並びに冷温配膳設備

(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

(8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。

専門職学科は設置していない。

(9) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

該当なし。

(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

実験室機器標本、食品加工学実習室機器標本、調理学実習室機器標本、集団給食実習室機

器標本、更衣室、栄養学実験実習棟の機器・備品は、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な機器・備品を整備している。また、管理栄養士学校指定規則を遵守している。

(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

適切な面積の図書館を有している。また、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

	図書	学術雑誌		視聴覚資料
	(うち外国書)(冊)	(うち外国書)(種)	電子ジャーナル (うち外国書)	(点)
岡山学院大学岡山短期大学図書館	98,600 (11,918)	35 (2)	0	5,237

図書館には専任司書を1人が配置されている。

フードマネジメント学科に関連する蔵書は以下のようになっている。

フードマネジメント学科に主に関連する本

8,162 冊

社会・環境と健康	1,571	冊
人体の構造と機能、疾病の成り立ち	1,729	冊
食べ物と健康	1,195	冊
基礎栄養学	1,046	冊
応用栄養学	567	冊
栄養教育論	469	冊
臨床栄養学	833	冊
公衆栄養学	338	冊
給食経営管理論	414	冊
計	8,162	冊
視聴覚資料	253	点
学術雑誌	24	種

(12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

図書等の資料の整備方針

図書の選書は、1. 図書館委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリクエスト、5. 図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書をともに購入する。図書館での収書は、重複と遺漏防止のため、コンピューターシステムを用いて管理している。

図書館の整備方針

開架式を原則し、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は、Web 端末で学内サーバーより検索する。また、和雑誌は五十音順に、洋雑誌は ABC 順に収蔵棚に並べられている。

図書等の数量

図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数は上記表に示す通りである。図書等は、表の通り本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。

図書購入費の年間予算は 2,000 千円である。

② 資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めている。

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により利用できる。また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は、他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

(13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3 階にはノート PC1 台とリア方式マルチプロジェクタ 2 台及びフロントプロジェクタ1 台を設置し、DVD、VHS、 β 、8 ミリ、U マチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16 ミリ映写機等、あらゆる AV メディアの情報処理をボタン1 つで操作する CVAS システムによる AV 情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M 棟 6 階の LL 教室では CALL システムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが授業では活用されていない。

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が栄養教育実習室で可能である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により経理課

において本学の施設設備の維持管理に努めている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

平成16年度にA棟、平成19年度にB棟、令和元(平成31)年度にC棟の耐震対策を実施した。これにより日常的に使用する校舎の新耐震基準に対する耐震対策は全て終了した。救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則が定められている。火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。

防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに、屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では、教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温はそれぞれクールビズの冷房 28℃及びウォームビズの暖房 20℃に調節している。

校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ、送電や送水のための配線や配管が地中に埋設されているので、電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく、開放的である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。令和 6 年度末には、D 棟に情報処理教室が新設され、令和 7 年度より使用されている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

本学では、教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。情報通信エリア、図書館第 1 閲覧室、図書館第 2 閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備している。情報処理教室(D201)は、授業で利用する端末として整備している。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

令和 2 年度にコロナ禍の学修条件の向上のために学内 LAN 及びクラウドによる教育内容の向上充実を図った。令和 6 年度末には、D 棟に情報処理教室を新設した。このように、技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

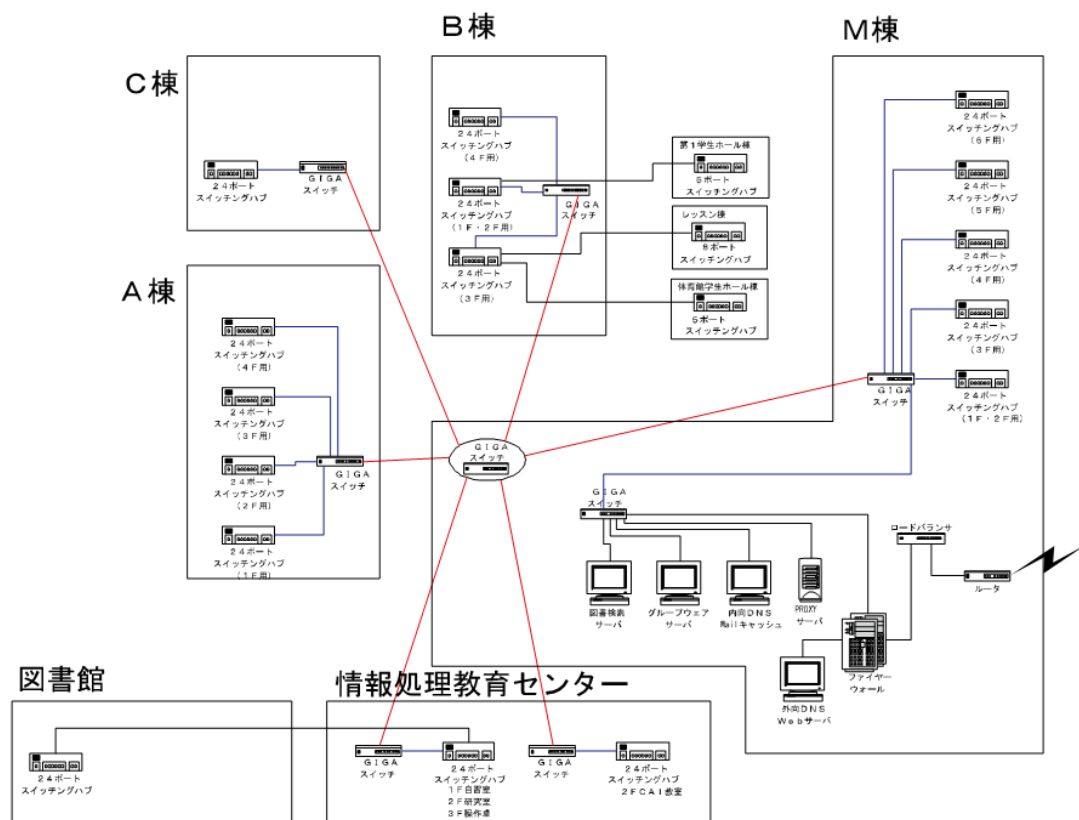
技術サービスに関して、本学のネットワークである OWCNET の利用に関して学生便覧に記述するとともに、利用申請がなされた場合にはアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項

の伝達を行っている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。

構成図を次ページに示す。

OWCNETギガビットネットワーク構成図



基幹線の通信速度が 1Gbps の学内 LAN は、ロードバランサの自動切り替えにより SINET 接続または OCN 接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書検索にも Web を活用することができる。学生は、学内で無線 LAN によりネットワークに接続することもできる。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに接続されており、インターネットの閲覧や、Web に掲載された休講情報の確認、図書館の所蔵図書の検索等のサービスを利用できる。

(7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や大学運営に活用している。

教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。専任教員は、授業においてより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノートPC1台とリア方式マルチプロジェクタ2台及びフロントプロジェクタ1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン1つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。

M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが食物栄養学科の授業では活用されていない。

PCプレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用はC棟1F臨床栄養学実習室及び2F栄養教育実習室で可能である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

老朽化やOS(Windows10)のサポート期間終了により使用に耐えない機器が複数個所に存在する。令和6年度末に情報処理実習センター(D棟)1階ならびにD201実習室にPCを更新・設置した。随時、新しい物に更新していく計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

本学は平成8年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科を大学学部昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」)の経営相談を受けて経営改善計画(平成20年度～24年度(5ヵ年))を実施したが目標達成には至らなかった。そこで経営改善計画(平成25年度～29年度(5ヵ年))を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成29年度末では目標達成に至らなかった。資金収支及び事業活動収支は、支出超過でありその状態が継続しているため、平成30年度からは経営改善計画(平成30年度～令和4年度(5ヵ年))を推進してきたが経営改善にならなかった。新たに財務の健全化を図るための経営改善計画(令和5年度～令和9年度(5ヵ年))を進め財務の健全化を図っているところである。

令和6年3月11日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けた。これに従

い、重点項目を取り入れた経営改善計画を9月に文部科学省に提出した。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入学者数	18	22	24	12	15	7
入学定員充足率	45.0%	55.0%	60.0%	30.0%	37.5%	17.5%
5/1 在籍者数	98	104	102	83	76	59
収容定員充足率	61.3%	65.0%	63.7%	51.8%	47.5%	36.9%

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表関係比率において、繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。

④ 大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。

併設の岡山短期大学も同時に支出超過であるので大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。

⑤ 大学の存続を可能とする財政を維持している。

大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない。

貸借対照表の状況は、次表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

貸借対照表関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
固定資産構成比率	825%	80.9%	～	97.7%	97.1%	97.2%	96.6%	98.4%
有形固定資産構成比率				79.1%	81.6%	85.1%	90.0%	96.6%
特定資産構成比率				18.5%	15.4%	12.1%	6.4%	1.7%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	～	2.3%	2.9%	2.7%	3.4%	1.6%
固定負債構成比率	8.6%	9.4%	▼	3.7%	3.6%	3.7%	3.5%	3.8%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	1.5%	1.5%	1.3%	2.3%	2.5%
内部留保資産比率				15.5%	12.9%	9.7%	3.0%	△3.9%
運用資産余裕比率				167.7%	133.7%	108.6%	57.1%	14.3%
純資産構成比率				94.8%	94.9%	95.0%	94.2%	93.7%
繰越収支差額構成比率				△91.4%	△102.9%	△117.3%	△135.7	△159.7

固定比率	97.2%	95.3%	▼	103.1%	102.4%	102.3%	102.5%	105.0%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	99.1%	98.6%	98.5%	98.9%	100.9%
流動比率	269.7%	292.3%	△	157.6%	196.4%	213.3%	147.4%	64.4%
総負債比率	15.1%	16.0%	▼	5.2%	5.2%	5.0%	5.8%	6.3%
負債比率	17.8%	19.0%	▼	5.5%	5.4%	5.2%	6.2%	6.7%
前受金保有率	326.6%	430.1%	△	247.2%	348.3%	357.7%	520.0%	117.6%
退職給与引当特定資産 保有率				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	44.2%
基本金比率	95.8%	94.1%	△	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
減価償却比率	35.5%	36.6%	～	64.4%	65.7%	67.1%	68.1%	69.2%
積立率				18.9%	15.2%	11.3%	6.2%	1.5%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ～ どちらとも言えない」を示している。

大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。令和6年3月11日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。

⑧ 教育研究経費を適切に処置している。

教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおり、経常収入の20%を超え、適切に処置されている。

事業活動収支計算書関係比率

事業活動収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%	112.2%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%	203.7%
教育研究経費比率	25.6%	21.9%	△	69.2%	67.2%	74.6%	78.7%	92.9%

管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	26.7%	26.6%	33.1%	29.4%	42.9%
借入金等利息比率	0.7%	1.0%	▼	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業活動収支差額比率				△79.3%	△73.5%	△99.6%	△114.5%	△150.0%
基本金組入後収支比率				181.3%	176.7%	203.9%	253.8%	262.6%
学生生徒等納付金比率	74.5%	63.5%	～	70.3%	64.8%	66.5%	58.3%	55.1%
寄付金比率	2.8%	2.4%	△	4.7%	2.4%	3.4%	3.0%	7.1%
経常寄付金比率				4.4%	2.4%	3.0%	2.6%	7.1%
補助金比率	12.5%	23.8%	△	20.0%	24.1%	25.2%	17.9%	22.4%
経常補助金比率				20.1%	24.2%	25.4%	17.9%	22.4%
基本金組入率	16.0%	12.1%	△	1.1%	2.0%	1.7%	15.3%	4.6%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	～	19.3%	18.9%	19.6%	18.3%	19.5%
経常収支差額比率				△80.2%	△73.0%	△100.8%	△114.5%	△149.0%
教育活動収支差額比率				△82.2%	△74.8%	△100.8%	△114.5%	△149.0%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成 14 年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成 13 年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ～ どちらとも言えない」を示している。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)も適切な執行している。

- ⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。

会計監査人の監査意見は特に指摘がないが、学生募集に係るアドバイスなどへの対応は適切である。

- ⑪ 寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。

寄付金の募集は適切に行っている。学校債は発行していない。

- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

入学定員充足率、収容定員充足率は先述した通り非常に厳しい。

- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

収容定員充足率に相応した財務体質も悪化している。

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の

意向を集約し、適切な時期に決定している。

次年度の事業計画と予算については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき、年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定している。そのため関係部門の意向は集約していないのが現状である。予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を採り入れることもできる予算編成の体制を確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。

③ 年度予算を適正に執行している。

経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている。

本学の経常的業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。当該年度の各科目の予算をもとに適正に執行しているので特に課題はない。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長を経て行っている。

⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理している。資金については、月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているので課題は特にない。

⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

⑦ 学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作

成し、これらを保存している。

学校法人会計基準に従い、会計処理は適切になされている。会計帳簿及び計算書類等についても、適切に作成・保存されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

(1) 大学の将来像が明確になっている。

建学の精神「教育三綱領」は、本学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする経営の自主性を示すものであり、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。建学の精神は、本学の継続的な発展を遂げるために本学の個性・特色として継承するべきものである。しかしながら、時代や社会のニーズに合致するように、定期的に点検・表現変更されなければならない。平成 24 年度の見直しにより、現在では以下のようになっている。

自律創生: 道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹: 目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄: 社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

(2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

令和 4 年度入試広報戦略会議で岡山学院大学の SWOT 分析を実施した。また、令和 6 年度入試広報戦略会議において、資料を基に岡山学院大学を再評価し、SWOT 分析を再実施した。本学の強みを最大限活かし、弱みを減らしていく。また、得られた解析結果を経営改善計画に盛り込み、活用している。

(3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画し、進行中である。

岡山学院大学の令和 7 年度募集において入学定員の確保及び令和 10 年度募集までに入学定員 50 名増員を目指す。学生を継続的に確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜に力を入れつつ、一般選抜の強化を図る必要がある。また、スマート OKAGAKU アクションを実施することで学生が満足して卒業することが出来る考える。

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入試戦略の KPI

令和 6 年度募集: 40 名(総合型 10 名 学校推薦型 20 名 一般 10 名)

令和 7 年度募集: 40 名(総合型 10 名 学校推薦型 20 名 一般 10 名)

令和 8 年度募集: 44 名(総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 9 年度募集:44 名(総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 10 年度募集:50 名(総合型 14 名 学校推薦型 24 名 一般 12 名)

なお、令和 7 年度よりデジタル生活学部フードマネジメント学科に名称変更された。

また、令和 8 年 2 月に令和 9 年度入学生以降の学生募集停止が決定された。

② 人事計画が適切である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

5 年後を見据えた中長期的な経営方針として、大学・短大で共通していることは「異次元の人件費の改善」である。本学の基本給は、平成 20 年の 5 ヶ年計画の俸給表を使用しており、年度を追う毎に経験年数として必ず 1 俸給上がる仕組みをとっていた。そのため、メリハリが欠けており、若手が活躍できる人事考課につながっていないと考える。そこで、2、3 年かけて昇給規定の改善を図りたい。例えば、俸給表の上昇を経験年数の俸給上げ幅を 0.7 として、それをベースに学科業務及び学生募集における貢献度-0.2 から+0.5 の貢献度の増減を次年度の基本給にするなど検討する。

また、55 歳から 65 歳定年までの教員は昇給停止となっているが、本学における新任～中堅教員の仕事量と質とを評価した上での見直しが求められる。そこで、2、3 年かけて人事考課法を策定し実施したい。例えば、現在の俸給をベースに学科業務及び学生募集における貢献度から-0.5 から+0.2 の貢献度の増減を次年度の基本給の号俸にするなどを検討する。

一方、特別専任教員と若手～中堅の専任教員との間には温度差があり、学科業務や学生募集にも影響がでている。その一因は特別専任教員の基本給が低く抑えられていることであるが、特別専任教員一人ひとりの契約内容(勤務形態と業務内容など)が公表されていないことも一因である。定年で再雇用した特別専任教員の余生への意識は「人生 100 年時代」において変化しており、本学の学校運営に尽力している教員もいるので、貢献度を考慮した評価を実施しなければならない。そこで、2、3 年かけて特別専任教員の人事考課法の確立と働き方改革を実施したい。例えば、専任教員と同様の全日勤務をしている大学の特別専任教員の場合の基本給は 300,000 円としているが、学科業務及び学生募集の貢献度から±25,000 円の範囲内で基本給の増減を実施することなど検討する。その際は本学の最低賃金より低くならないように気を付ける。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

学生生活アンケートにおいて、「トイレが古い、汚い」という答えが多い事実がある。トイレ改修を予定していたが、物価高などにより、全工事合わせて 5000 万以上の支出となると予想された。経営状況等と照らし合わせ、可能な範囲で令和 7 年度にトイレ改修が行われた。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

経営改善計画(令和5年度から令和9年度)では、下記のように計画している。

外部資金の獲得

- GPの獲得数を増やし、教育の質の向上を図る。
- 科学研究費補助金学内説明会の回数を増やすとともに、受託研究実施者による学内研究発表を実施し、教員の研究費獲得意識の向上を図る。

寄附の充実

- 同窓会寄附、後援会助成金、卒業寄附の充実を図る。
- 特に、同窓生に対しては、母校の発展及び後輩の育成に興味をもってもらえるようホームページの更なる充実を図る。

遊休資産処分等

- 遊休資産処分計画は、里庄校地及び幸寮校地を売却したので終了する。

(4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乘じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状況ではないので、更に、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和2年度までに、人件費依存率を80%以下にすることを目指したが達成できなかった。

事業活動収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%	112.2%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%	203.7%

令和6年度決算において、人件費比率106.8%、人件費依存率183.2%と高く、人事政策は、効果的に削減できていないのが現状である。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

情報公開

本学の現況を現実のものとして正確に認識し、危機意識を教職員が共有できる体制を作るために本学は学内の教職員に対して財務等の情報を公開すると同時に、本学はその公共性と社会的責任から、社会や地域に対して積極的に情報を発信し、ステークホルダー(受験生、在学生、卒業生、保護者及び高等学校進路指導教員をはじめ法人の関係者)の理解と支援を得るために財務情報及び教育情報等の公開をWEBで積極的に行う。現在も本学はホームページでそれらを公開

している。また、認証評価と評価結果も合わせて積極的に公表する。

危機意識の共有

本学は建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を提示して、それに沿った経営戦略を立てていく。今後は特に社会の様々なニーズに応じて、多様な人材育成と質の高い教育研究を提供することが必要であり、時代に即応した教育研究の活性化及び組織の改組転換など、柔軟で機敏な対応を可能とする経営戦略を立てる。そのためには、広報活動などを通じた積極的な情報発信により、本学の建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を社会に示し、それに対するステークホルダーの反応に真摯に耳を傾ける必要がある。平成 22 年 3 月 11 日付で学校法人原田学園組織倫理規則を制定しその中で情報公開と危機意識の共有を明確にした。

経営危機時代の人的資源の確保

現在のような経営が悪化する時期にあつては、経営者の姿勢や責任体制が特に重要であることは当然であるが、教職員においても危機意識を持って職務を全うしなければ、教育の質の評価を受けられないまま、学校法人としての存続そのものが危ぶまれることとなる。「教育は人なり」と言われるように、優秀な教職員を確保し、FD 及び SD 等による人材の育成も図りながら、安定的に経営することは本学にとってとりわけ重要な課題であり、優れた教職員は人的な資源として重要となる。特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教員が教育研究内容の充実を図らなければ志願者の増加や企業の協力は望めない。経営上の危機を乗り越えるために経営者と教職員の資質向上と協力体制を充実させる。

教学の充実と経営

経営基盤の強化と教学の充実は車の両輪であり、学生にとって魅力的な教育を提供するという教学の充実は、経営基盤の強化に直結する。経営者と教職員が一丸となって、教育内容を不断に見直し、新しい時代のニーズに応えた人材を育成する学部・学科へと変容を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

令和 7 年 10 月に経営再建のため、理事長、理事会が一新された。令和 8 年 2 月に、令和 9 年度入学生以降の学生募集が決定した。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善計画>

経営改善計画(令和 5 年度～令和 9 年度(5 ヶ年))に従い経営改善を図る。

【基準Ⅳ 大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の意思決定]

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

(1) 理事長は、ミッション、教育目的・目標を理解し、学校訪印の発展に寄与できる者である。

(2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

本学の最高意思決定機関は理事会である。

令和 7 年 3 月 31 日付で理事長・学長であった原田博史はその職を辞し、原田俊孝が新たな理事長・学長に就任した。

原田俊孝理事長・学長のこれまでの主な経歴等は次のとおりである。

平成 23 年 3 月大東文化大学大学院経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)を修了と同時に同 23 年 4 月から岡山短期大学幼児教育学科の助教として就任した。これまでに「情報処理基礎」や「キャリアガイダンス」等の授業を担当してきた。

平成 25 年 3 月からは学校法人原田学園評議員に就任、同 25 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学 学園主事・総務課長に就任している。その後、平成 30 年 4 月岡山短期大学幼児教育学科の講師となり、令和 2 年岡山学院大学・岡山短期大学事務部長に就任している。さらに、令和 3 年 4 月岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科講師へと異動となり、令和 4 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学 准教授・副学長、同 4 年 4 月からは学校法人原田学園理事・副理事長に就任した。

令和 7 年 4 月からは岡山学院大学・岡山短期大学教授・学長に就任、同 7 年 4 月に学校法人原田学園理事長に就任した。しかしながら、岡山学院大学・岡山短期大学が経営難に陥っていたため、令和 7 年 月に理事長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに理事長として大山正史が就任した。その後、令和 7 年 11 月に学長の職にあった原田俊孝はその職を辞し、新たに学長として大山正史が就任することとなり、理事長の職とこれを兼務する体制となっている。

大山正史理事長・学長のこれまでの主な経歴等は次のとおりである。

昭和 49 年 3 月東京大学文学部仏語文学専攻卒業の後、同大学人文科学研究科仏語仏文学専攻に同年 4 月に入学し、昭和 53 年 3 月に同専攻を修了した。その後、昭和 56 年 4 月にフランス政府給費留学生の資格を得て、同年 9 月にソルボンヌ・パリ第四大学フランス文学博士課程入学、昭和 59 年 8 月同大学を満期退学した。

その後、平成 2 年 4 月より吉備国際大学助教授、平成 8 年 4 月より同大学教授となり、平成 22 年 8 月に同大学を退職している。

また、平成 21 年 5 月に株式会社ラピスを設立し、同会社取締役役に就任、平成 22 年 8 月より同会社代表取締役役に就任した後、現在に至っている。さらに、平成 23 年 11 月に倉敷外語学院校長に就任し、平成 29 年に東京国際外語学院校長に就任し、現在に至っている。

現在、理事長は学長を兼務しており、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置いている。また、式後のオリエンテーションで配付される学生のしおり(CD-ROM 版)においても教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示している。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である

- (3) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (4) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (5) 理事会は、大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (6) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (7) 理事会は、学校法人運営及び大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、組織倫理規則の中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

- ① 本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
- ② 本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
- ③ 本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
- ④ 本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数 3 分の 2 以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月、5 月、10 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き議決することはできない。理事会は、岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程に定めるとおり、岡山学院大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのもではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究

上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む。申し込みが受理されたら認証評価に係る短期大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の3分の2以上の議決がなければならないこととしている。

- ①予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- ②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ③私立学校法第 50 条第1項第 3 号に掲げる事由による解散
- ④目的たる事業の成功の不能となった場合の解散
- ⑤残余財産の帰属者に関する事項
- ⑥合併
- ⑦寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年3月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく3月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している。

決算及び事業の実績報告は、毎年5月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく5月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山学院大学の学長、学内理事2人(定数2)及び理事会が選任した外部理事4人(定数2～4)を合わせて7人(定数5～7)で構成している。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が大学の学長であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。なお、財務情報の公開(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等)は本学公式ウェブサイトでも公開している。

現在、学校法人運営及び大学運営に必要な規程の整備の状況は以下の通りである。

1	学校法人原田学園事務組織規程
2	学校法人原田学園文書取扱規程
3	学校法人原田学園文書保存規程
4	学校法人原田学園公印取扱規程
5	岡山学院大学教授会規程
6	岡山短期大学教授会規程
7	岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程
8	学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程
9	学校法人原田学園岡山短期大学入学者選抜規程
10	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学合同入学者選抜管理規程
11	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
12	学校法人原田学園岡山学院大学奨学生選考委員会規程
13	学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程
14	岡山学院大学学長選考規程
15	岡山短期大学学長選考規程
16	岡山学院大学学部長選考規程
17	学校法人原田学園教職員選考規程
18	学校法人原田学園就業規則 学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程 学校法人原田学園服務ハンドブック
19	学校法人原田学園特別専任教員就業規則
20	学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
21	学校法人原田学園給与規程
22	学校法人原田学園退職手当支給規程
23	学校法人原田学園旅費規程
24	学校法人原田学園経理規程
25	学校法人原田学園経理規程施行細則
26	学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程
27	学校法人原田学園役員等報酬規程
28	学校法人原田学園役員等退職手当規程
29	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育センター規程
30	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育システム利用規程
31	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育推進委員会規程
32	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程

33	学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
34	学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
35	学校法人原田学園防災管理規程
36	学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
37	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD(ファカルティ・ディベロプメント)委員会規程
38	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学SD(スタッフ・ディベロプメント)委員会規程
39	岡山学院大学における動物実験ポリシー、学校法人原田学園岡山学院大学動物実験規則 岡山学院大学動物飼育施設利用のてびき—飼養保管マニュアル—
40	学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程
41	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
42	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
43	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
44	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント相談体制に関する細則
45	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程
46	紀要編集委員会の編集方針
47	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程
48	岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー
49	岡山学院大学岡山短期大学個人情報保護に関する基本方針
50	岡山学院大学岡山短期大学学生個人情報保護規則
51	岡山学院大学学位規程
52	岡山短期大学学位規程
53	学校法人原田学園監査基準
54	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
55	岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
56	学校法人原田学園情報公開規程
57	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
58	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
59	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
60	岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
61	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

62	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画
63	岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
64	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
65	学校法人原田学園公益通報者保護規程
66	学校法人原田学園教員の研究費に関する規程
67	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科高大接続連携校規程
68	学校法人原田学園岡山学院大学優待制度規程
69	岡山短期大学幼児教育学科高大接続連携校規程
70	学校法人原田学園岡山短期大学優待制度規程
71	学校法人原田学園学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
72	学校法人原田学園資産運用規則
73	学校法人原田学園教職員兼職規則
74	学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
75	経営改善プロジェクトチーム設置規則
76	学校法人原田学園評議員会会議規則
77	学校法人原田学園理事会会議規則
78	岡山学院大学学習評価・試験規程
79	岡山短期大学学習評価・試験規程
80	岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
81	岡山学院大学休学・復学に関する規程
82	岡山学院大学退学・再入学に関する規程
83	岡山学院大学編入学等に関する規程
84	岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程
85	岡山短期大学休学・復学に関する規程
86	岡山短期大学退学・再入学に関する規程
87	単位当たり平均 GPA の算出規則
88	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
89	岡山短期大学幼児教育学科の教育方針
90	岡山学院大学入試問題作成委員会規程
91	岡山短期大学入試問題作成委員会規程
92	岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
94	「幼稚園教育実習」履修に関する規則
95	「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則
96	岡山学院大学岡山短期大学省エネルギー推進委員会規程

97	学則第10条(4)による規程
98	学校法人原田学園組織倫理規則
99	学校法人原田学園危機管理規則
100	震災対策マニュアル
101	岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程
102	「臨地実習」履修に関する規則
103	「栄養教育実習」履修に関する規則
104	岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則
105	岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則
106	岡山学院大学・岡山短期大学 S-T シャトル・カード使用規則
107	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規程
108	岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則
109	岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
110	岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室(アドミッション・オフィス)運営規程
111	学校法人原田学園個人情報保護に関する規程
112	学校法人原田学園個人番号及び特定個人情報取扱い規程
113	学校法人原田学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
114	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 IR&EM 規程
115	岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則
116	岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー
117	岡山学院大学岡山短期大学スマートフォン使用規則
118	学校法人原田学園岡山学院大学・岡山短期大学ガバナンス・コード
119	原田学園ガバナンス・コード確認項目遵守状況点検規則

平成 29 年 4 月 1 日から「組合等登記令」(昭和 39 年政令第 29 号)の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後 3 月以内に変更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と伴に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問している。また、資産総額の変更登記においても、5 月末日までに行い、さらに、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。なお、これらの書類は本学公式ウェブサイトですぐに公開している。

(8) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

(9) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

(10) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等(内部統制体制)を文部科学省令に基づき整備している。

理事長は、理事の互選(寄附行為の規定)により岡山学院大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしており、現在は任命していない。

理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事(寄附行為の規定)を1人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事は、「岡山学院大学デジタル生活学部フードマネジメント学科の教育方針」を理事会で制定施行したので、建学の精神、岡山学院大学及びデジタル生活学部フードマネジメント学科の教育目標、学習成果、学位授与の方針と卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

理事は、寄附行為第12条第5項の規定に従い、昭和25年4月1日から起算して4年ごとに任期満了し4月1日付で改選している。従って、現在の理事は平成30年3月28日開催の旧定例理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第5条に定めるとおり、理事は、私立学校法第38条(役員の選任)の規定に基づき選任されている。

監事の定数は2人(寄附行為第6条)と規定しており、理事、職員(学長、教員その他の職員を含む)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

次の寄附行為第11条第4項第1号の役員の解任の規定は、学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次のように定めている。

役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たな役員を選出し、これに充当することができる。

- ①法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
- ②心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- ③職務上の義務に著しく違反したとき
- ④役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

以上のとおり、理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定の課題>

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の意思決定の特記事項＞

経営再建に伴い、理事長や理事などの体制が令和7年 10 月に一新された。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜現状＞

- (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、ミッションに基づく教育研究を推進し、大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
 - ① 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ③ 学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④ 教授会議事録を整備している。
 - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

本学においては、学長のリーダーシップのもと、「3つの方針」を通じた学習成果の具体化に努めるための組織体制を整えている。この組織体制によって、教学マネジメントを支える基盤(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)に努めている。

具体的には、各教員は「3つの方針」を共有したうえで、各々の授業科目における教育内容を設定おり、授業科目における学習成果・教育成果についても把握・可視化できるように授業参観を実施し、学科のFD会議において議論等を行っている。その成果については、毎年12月に実施されるFD・SDワークショップにおいて全学的に共有され、さらなる改善につながるように体制を整えている。また、本学学務課においてIR担当を設置、様々なデータの蓄積等を行い、教学マネジメ

ント体制の確立に努めている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
- (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 4 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
- (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者 2 人(定数 2)がその任に当たっている。平成 17 年 4 月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する。

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている。

監事は学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している。

- ①この法人の業務を監査すること。
- ②この法人の財産の状況を監査すること。
- ③この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- ④この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、

監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

⑤第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

⑥前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

⑦この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることになっているがこのような事例はない。

さらに、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることになっているが同様に事例はない。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

(1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。

(2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。

(3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。

(4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

評議員会は、理事長の諮問機関として15人の評議員(定数15～20)で構成している。15人の評議員は、本学の教職員4人(定数3～5)、25才以上の卒業生2人(定数2)、理事から選任された理事2人(定数2)、学長1人(定数1)、在学生の保護者3人(3～5)及び学校法人に関係ある学識経験者3人(定数2～5)となっている。評議員会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した評議員会会議規則により開催運営している。

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び5月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならないことになっているが、現在ま

でその事例はない。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。

- ① 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項。
- ② 事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- ④ 合併。
- ⑤ 寄附行為の変更に関する事項。
- ⑥ 理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。
- ⑦ 残余財産の処分に関する事項。
- ⑧ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- ⑨ その他学校法人の業務に関する重要事項。

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
- (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

本学においては、会計監査人を1名が評議員会の決議によって専任されている。会計監査人は、私立学校法の定めるところの、各会計年度に係る計算書類等及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しており、適切に業務を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。

また、財務情報は経理課の所在する M 棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし